

苅田町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

【案】

令和 8 年 月
苅田町

はじめに



近年の気候変動問題は、私たち人類だけでなく、地球上の全ての生き物にとって避けることができない喫緊の課題となっています。世界のCO₂排出量の増加に伴い、大気中のCO₂濃度が増加し、地球温暖化が加速しています。地球温暖化が要因とみられる真夏日や猛暑日、熱帯夜等の日数増加、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、高温による農作物の生育障害や品質低下などの問題は、私たちの暮らしにも影響を及ぼしています。

こうした状況を踏まえ、2015（平成27）年のパリ協定を契機とする温室効果ガス削減に向けた国際的な取り組みが加速する中、政府は2020（令和2）年に「2050カーボンニュートラル（二酸化炭素排出量を実質ゼロにする）」を宣言し、国内においても温室効果ガス削減の取り組みが進んでいます。

本町におきましても2050（令和32）年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ苅田」を2022（令和4）年6月に宣言し、「第3次かんだ環境未来図—苅田町環境基本計画—」をはじめとする各種計画や施策を通じて、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでまいりました。

このような状況の中で、将来にわたって地域に根ざした地球温暖化対策を着実に進めていくため、本町における地球温暖化対策に関する基本方針や将来像、温室効果ガス排出量の削減目標、具体的な施策などをとりまとめた「苅田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

本計画の実現には、町民・事業者・行政などあらゆる主体が一体となって、取り組むことが不可欠です。皆様のご理解とご協力を賜りながら、将来世代へ引き継ぐ環境を共に築いてまいりたいと考えております。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご助言をいただきました環境審議会の委員の皆様をはじめ、関係するすべての皆様に心より感謝申し上げます。

2026（令和8）年3月
苅田町長　遠田　孝一

目次

第1章 計画策定の背景	1
1 地球温暖化の現状	1
2 国内外の動向	2
第2章 計画の基本的事項	10
1 計画策定の意義等	10
2 計画期間と対象区域	11
3 対象とする温室効果ガスと部門	11
第3章 荏田町の地域特性	13
1 荏田町の概況	13
2 自然的条件	14
3 経済的条件	16
4 社会的条件	18
第4章 温室効果ガス排出量・吸収量の推計	22
1 現況推計	22
2 将来推計	25
第5章 温室効果ガス排出量の削減目標	28
1 目標設定の基本的な考え方	28
2 荏田町の温室効果ガス排出量の削減目標	29
3 対策ケースにおける温室効果ガス削減見込量	31
4 2050年の将来像	37
第6章 温室効果ガス排出削減などに関する対策・施策	38
1 施策の体系	38
2 緩和策	39
3 適応策	53
第7章 計画の実施及び進捗管理	55
1 計画の推進体制	55
2 進捗管理・評価	56
資料編	57
1 計画策定の経過	57
2 荏田町環境審議会委員名簿	58
3 二酸化炭素排出量及び吸収量の推計方法	59
4 用語集	61

第1章 計画策定の背景

1 地球温暖化の現状

地球温暖化とは、大気中の二酸化炭素等の温室効果ガスの増加により、太陽からの熱が地球に封じ込められ、地表が暖められる現象のことです。産業革命以降、人類が石炭や石油などの化石燃料をエネルギー源として大量に使用していることにより、特に地球温暖化に与える影響が大きいとされる二酸化炭素の大気中濃度が上昇しています。

地球温暖化は、その影響の広がりと深刻さから、生態系はもちろん、私たち人間の暮らしや将来の世代の生存にも深く関わる、最も重大な環境課題の一つです。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第6次評価報告書[2021（令和3）年]では、地球温暖化は人間の影響であることには疑いの余地がないこと、世界平均気温は、向こう数十年の間に温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、21世紀中に1.5～2°C上昇すること、人為的な地球温暖化を特定の水準に抑えるためには、少なくとも二酸化炭素の正味ゼロ排出を達成し、さらに他の温室効果ガスの排出も大幅に削減する必要があることなどが示されています。

こうした地球温暖化の進行は、洪水や干ばつなどの異常気象の増加、極地の氷床の融解に伴う海面上昇、生物の分布や季節行動の変化、農業への悪影響など、自然環境から私たちの生活に至るまで多岐にわたる影響を及ぼしています。

表 1-1 地球温暖化に関する国内外における近年の主な動き

時期	国際的な動き	国内の動き
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none">・パリ協定採択・2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的枠組み	<ul style="list-style-type: none">・長期エネルギー需給見通し（エネルギー・ミックス）策定
2016年 (平成28年)	<ul style="list-style-type: none">・パリ協定発効	<ul style="list-style-type: none">・地球温暖化対策計画改定・2030年度までに2013年度比で26%削減を目標に掲げる
2018年 (平成30年)	<ul style="list-style-type: none">・IPCC1.5°C特別報告書の公表	<ul style="list-style-type: none">・気候変動適応法施行
2020年 (令和2年)		<ul style="list-style-type: none">・2050年カーボンニュートラル宣言
2021年 (令和3年)	<ul style="list-style-type: none">・国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）・世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて1.5度に抑える努力を追求する「1.5°C目標」が合意に盛り込まれる	<ul style="list-style-type: none">・地球温暖化対策の推進に関する法律改正施行・地球温暖化対策計画改定・2030年度までに2013年度比で46%削減、更に50%の高みに向けて挑戦を続けることを目標に掲げる。
2024年 (令和6年)		<ul style="list-style-type: none">・気候変動適応法改正施行・熱中症対策の推進の内容が盛り込まれる
2025年 (令和7年)		<ul style="list-style-type: none">・地球温暖化対策計画改定・2035年度までに2013年度比で60%削減、2040年度までに73%削減という目標が新たに追加。

2 国内外の動向

(1) 国際社会の動向

2015（平成27）年、パリで開催された第21回締約国会議（COP21）において採択されたパリ協定は、国際条約として初めて全ての国が参加する公平な合意で、2020（令和2）年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2°C より十分低く保つとともに、 1.5°C に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」等を掲げています。

続く2018（平成30）年には、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の「 1.5°C 特別報告書」が公表され、世界各国で2050年カーボンニュートラルを目指として掲げる動きが広がりました。その後もIPCCによる報告書が発表されており、2021（令和3）年の第6次評価報告書では「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」、2023（令和5）年の第6次評価報告書総合報告書では「この10年間に行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つ」と強い表現で気候変動に対する更なる対応を求めていいます。

世界の年平均気温

世界の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年当たり 0.77°C の割合で上昇しています。特に1990年代半ば以降、高温となる年が多くなっています。

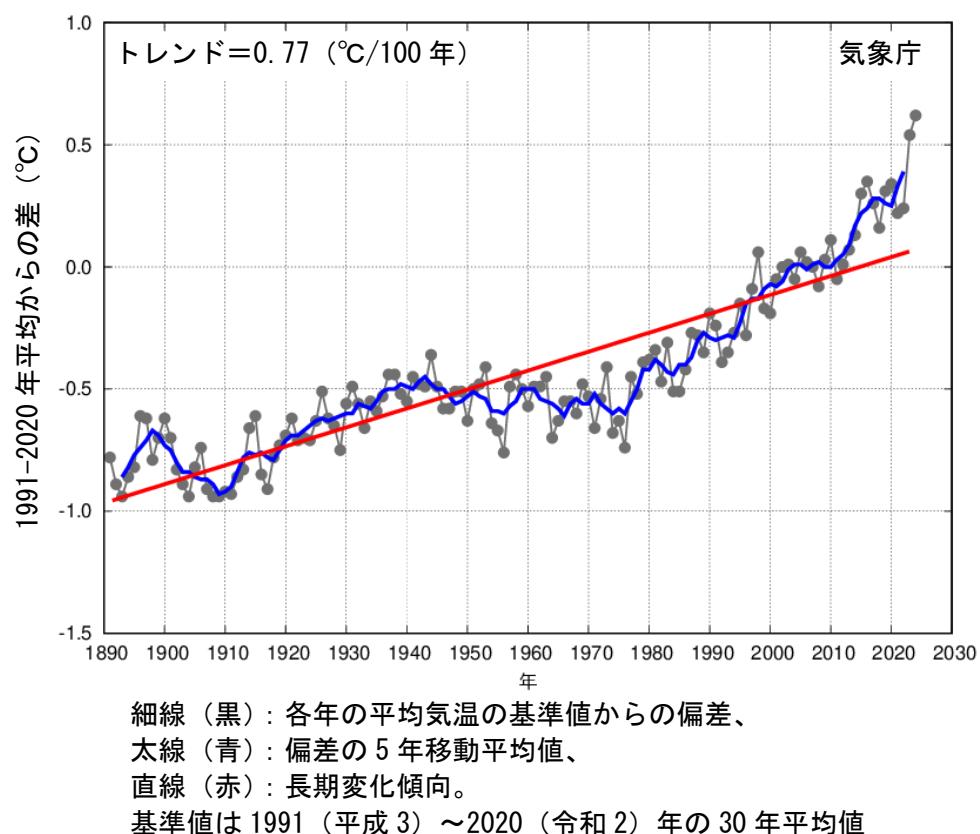


図 1-1 世界の年平均気温偏差の経年変化（1891～2024年）

出典：世界の年平均気温偏差（気象庁）を基に作成

世界のエネルギー起源二酸化炭素排出量

2022（令和4）年の世界のエネルギー起源二酸化炭素排出量は341億t-CO₂で、中国・アメリカ・EUで全体の52.0%を占めています。日本は2.9%で第6位となっています。

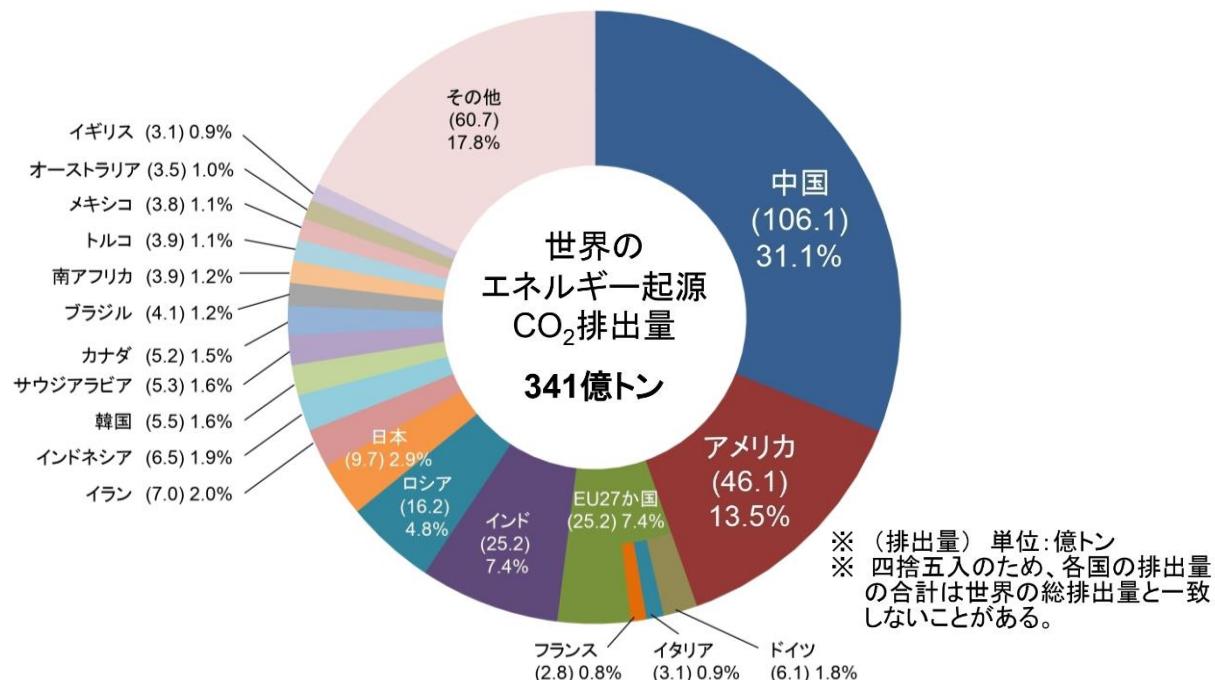


図 1-2 世界のエネルギー起源二酸化炭素排出量（2022 年）

出典) 環境省資料(国際エネルギー機関(IEA)「Greenhouse Gas Emissions from Energy」 2024 EDITION を基に環境省作成)

世界における再生可能エネルギー導入状況

世界の再生可能エネルギー発電設備の容量(ストック)は、2015(平成 27)年に約 2,000GW まで増加し、最も容量の大きい電源となりました。その後も増加を続け、2022 (令和 4) 年には約 3,600GW に及んでいます。

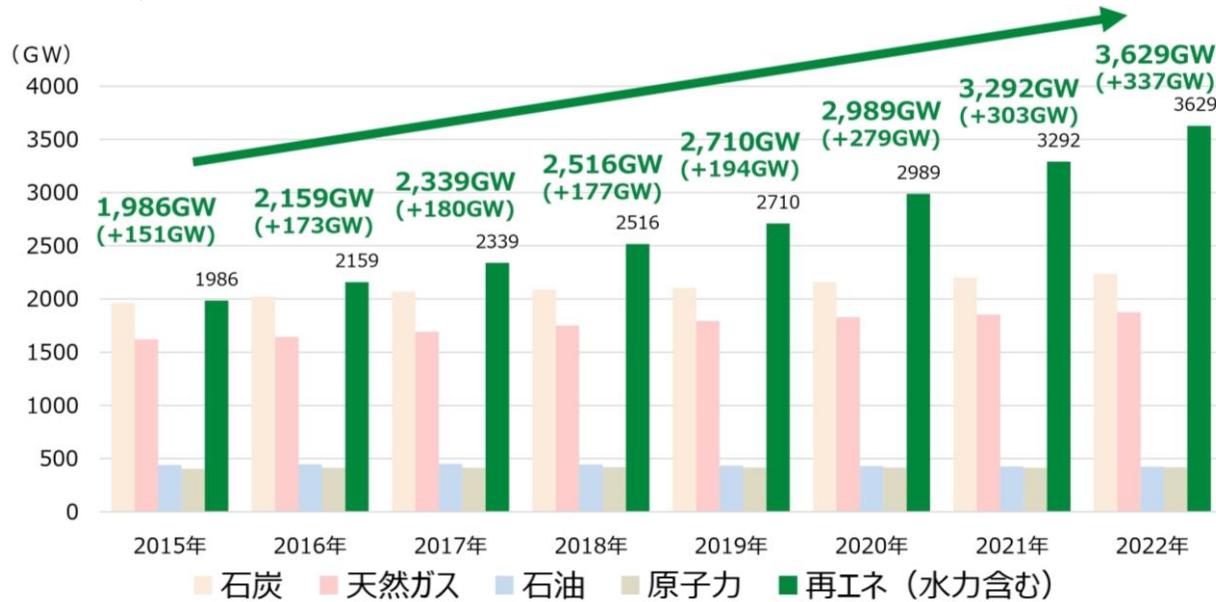


図 1-3 世界全体の発電設備容量（ストック）

出典) 資源エネルギー庁資料 (IEA「World Energy Outlook」2017~2022 年度版を基に資源エネルギー庁作成)

(2) 国内の動向

我が国では、地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）第8条第1項及び「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取り組み方針について」に基づき、地球温暖化対策を進めていく上での礎となる「地球温暖化対策計画」を策定しており、2016（平成28）年の初めての閣議決定から、国際的な枠組みや国内目標の変化に応じて段階的に改定されてきました。

2016（平成28）年度に閣議決定された最初の計画は、COP21で採択されたパリ協定や「日本の約束草案」を踏まえて策定されており、2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で26%削減という中期目標と、2050（令和32）年までに温室効果ガス排出量を80%削減という長期目標が掲げされました。

2020（令和2）年に政府が宣言した「2050年カーボンニュートラル」という新たな長期目標が掲げられることにより、2021（令和3）年度の計画改定では、日本の気候変動対策がより野心的なものへと転換しました。中期目標は2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で46%削減、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることとされました。

最新の計画は2025（令和7）年度に改定されており、2035（令和17）年度までに温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で60%、2040（令和22）年度までに73%削減する新たな目標が掲げられ、エネルギー転換や産業・業務・運輸等、地域・暮らし、及び横断的取組についての対策・施策の方針が示されています。

次期削減目標（NDC）

- 我が国は、**2030年度目標と2050年ネット・ゼロを結ぶ直線的な経路を、弛まず着実に歩んでいく。**
- 次期NDCについては、**1.5℃目標に整合的で野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す。**
- これにより、中長期的な**予見可能性**を高め、**脱炭素と経済成長の同時実現**に向け、**GX投資を加速**していく。

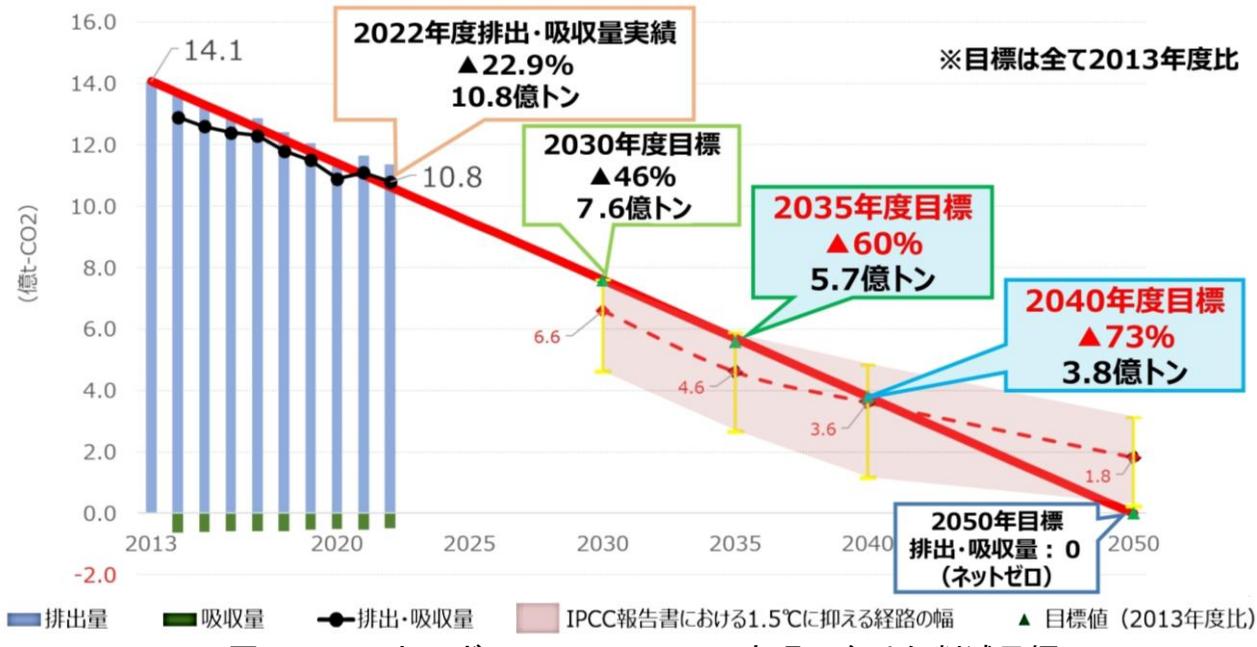


図 1-4 カーボンニュートラルの実現に向けた削減目標

出典) 地球温暖化対策計画の概要 (内閣官房・環境省・経済産業省)

日本の年平均気温

日本の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には 100 年当たり 1.40°C の割合で上昇しています。特に 1990 年代以降、高温となる年が頻出しています。

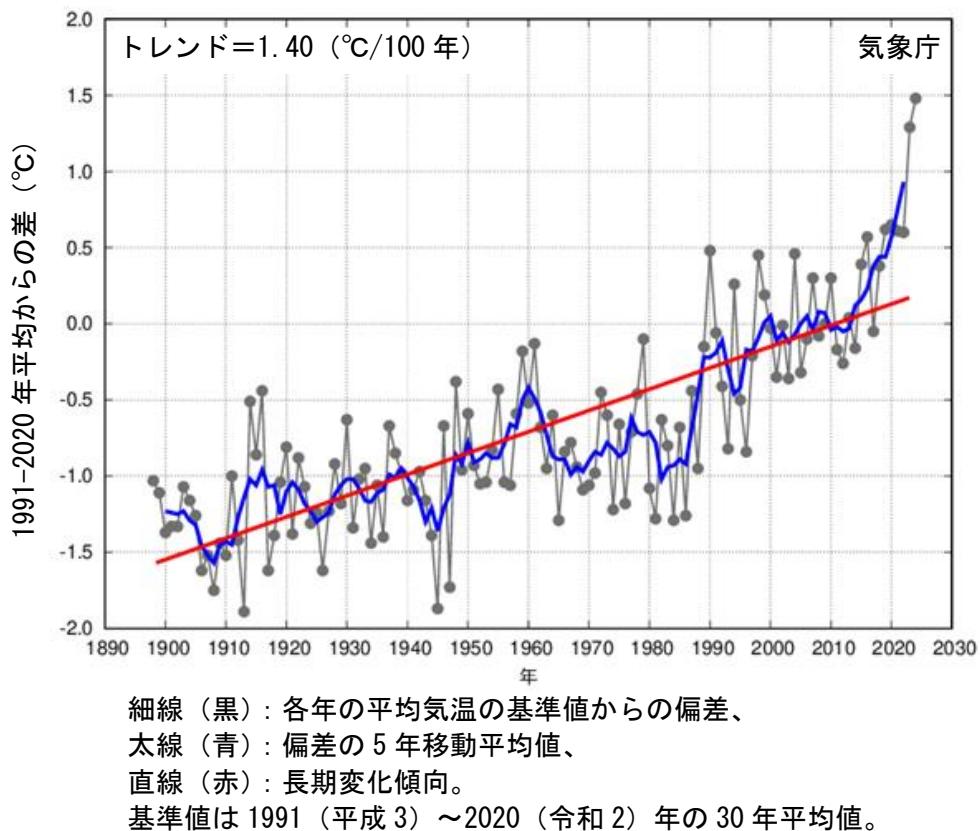


図 1-5 日本の年平均気温偏差の経年変化（1898～2024 年）

出典：日本の年平均気温（気象庁）

コラム（“地球沸騰”について）

2023（令和 5）年は記録的な高温の 1 年であり、世界及び日本の平均気温は統計開始以降最も高くなりました。同年 7 月には、グテーラス国連事務総長が「地球温暖化の時代は終わり、**地球沸騰の時代が到来した**」という言葉で、気候変動による最悪の事態の回避を訴えました。

気候変動の影響は、地球規模での平均気温の上昇や海面水位の上昇、大雨の頻度や強度の増加、干ばつの増加、大気中の二酸化炭素濃度増加による海洋酸性化など、世界中様々なところに現れています。このため、気候変動は、国境を越えて社会、経済、人々の生活に影響を及ぼす問題であり、国際社会の一致団結した取り組みが不可欠です。

出典：気象庁 HP より

日本の温室効果ガス排出量

我が国の2023（令和5）年度の温室効果ガス総排出量は、約10億7,100万トンで、基準年度である2013（平成25）年度と比べて23.3%減少しています。



図 1-6 日本の温室効果ガス排出量

出典：2023年度の温室効果ガス排出量及び吸收量（詳細）（環境省）を基に作成

日本における再生可能エネルギーの導入状況

日本の2021（令和3）年における再生可能エネルギー導入容量は138GWで、世界第6位です。このうち、太陽光発電容量は78GWであり、世界第3位となっています。

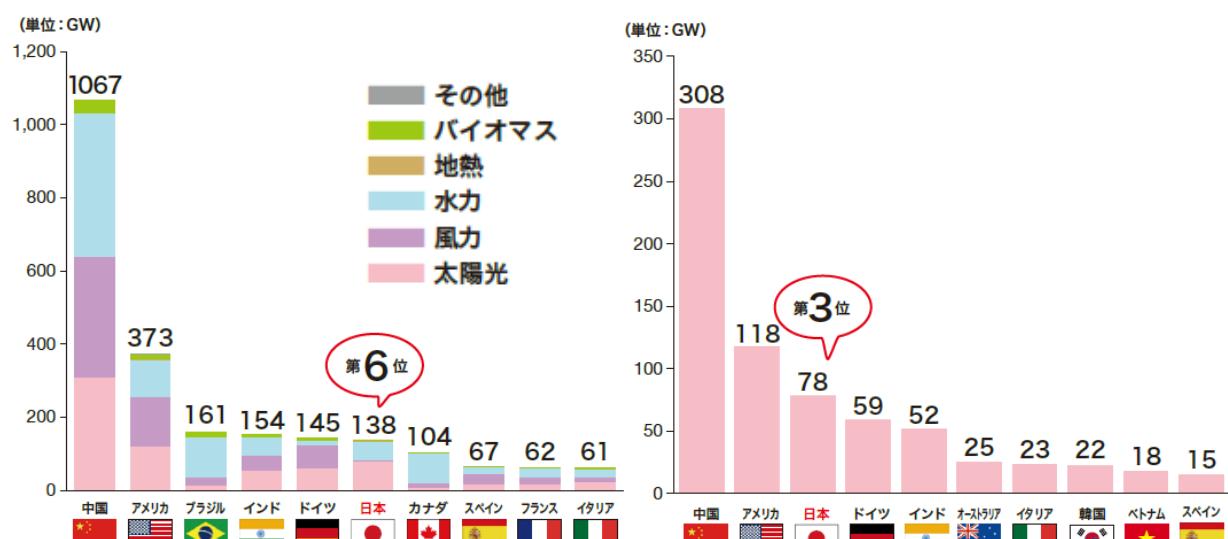


図 1-7 各国の再エネ発電導入容量（左）及び太陽光発電導入容量（右）
(2021年実績)

出典：IEA「Renewables 2022」より資源エネルギー庁作成

気候変動適応法

気候変動への適応を推進することを目的として、2018（平成30）年6月に気候変動適応法が公布されました。気候変動適応法では、「適応策」の法的位置づけが明確化されるとともに、国や地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されています。2023（令和5）年4月には熱中症対策の推進のため、法の一部が改正されました。

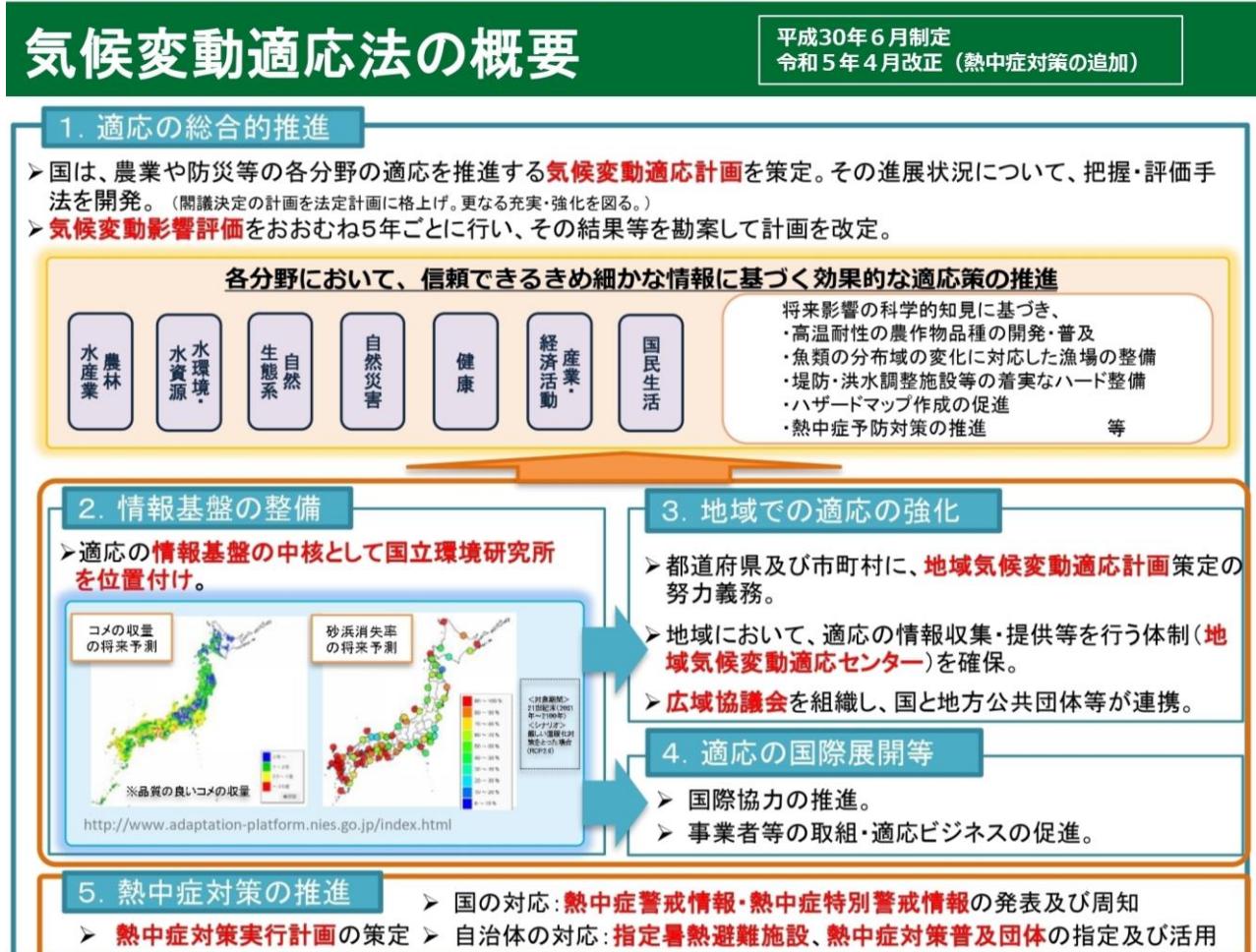


図 1-8 気候変動適応法の概要

出典) 環境省資料

脱炭素先行地域

脱炭素先行地域とは、2050（令和32）年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030（令和12）年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域のことです。

2022（令和4）年4月26日に、本町を含む北九州都市圏域18市町が環境省から脱炭素先行地域に選定されました。

北九州市：公共施設群等における再エネの最大導入・最適運用モデルと横展開による地域産業の競争力強化

共同提案者：直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町

1. 全体構想

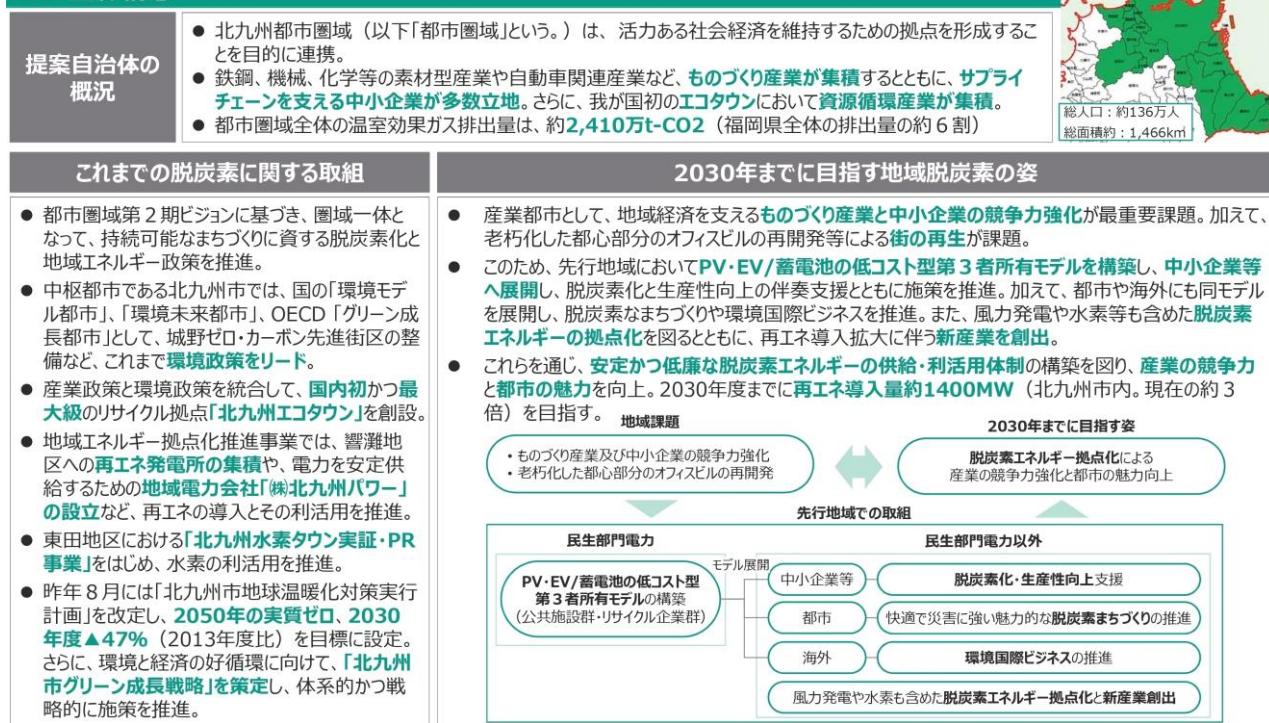


図 1-9 脱炭素先行地域

出典) 環境省資料

第7次エネルギー基本計画

2025（令和7）年2月18日に、第7次エネルギー基本計画が閣議決定されました。

本計画は、近年のエネルギー情勢の変化を踏まえつつ、政府が新たに策定した2040（令和22）年度温室効果ガス73%削減という目標と整合をとる内容となっており、エネルギー政策の基本的な方針を示されています。

本計画と同時に、「GX2040ビジョン」、「地球温暖化対策計画」も閣議決定されており、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現について一体的に取り組むこととしています。

脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（GX 推進戦略）

GX 推進戦略では、GX（グリーントランスマネーション）の実現を通して、2030（令和12）年度の温室効果ガス46%削減や2050（令和32）年カーボンニュートラルの国際公約の達成を目指すとともに、安定的で安価なエネルギー供給につながるエネルギー需給構造の転換の実現、さらには、我が国の産業構造・社会構造を変革し、将来世代を含む全ての国民が希望を持って暮らせる社会の実現を目指すこととしています。

福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）

福岡県は2022（令和4）年3月に「福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）」を策定し、中期目標として2030（令和12）年度の温室効果ガス排出を2013（平成25）年度比で46%削減すること、長期目標として2050（令和32）年度までに温室効果ガス排出の実質ゼロを目指すことを掲げています。また同計画の中では、目標を達成するための施策や県民・事業者に期待される具体的な取り組み事例、気候変動の影響に適応するための施策などがまとめられています。

表 1-2 福岡県地球温暖化対策実行計画の施策体系（一部抜粋）

温室効果ガスの排出削減と吸收源対策 (緩和策)	温室効果ガスの排出削減	省エネルギー対策の推進
		CO ₂ 以外の温室効果ガス排出削減の推進
		多様なエネルギーの確保
		温暖化対策に資する取組の促進
	吸收源対策	森林の保全
		都市の緑化
		二酸化炭素固定化のための県産木材の長期的利用
		農地土壤炭素吸收源対策
気候変動の影響への適応 (適応策)	気候変動の影響への適応 (適応策)	農林水産業に関する対策
		水環境・水資源に関する対策
		自然生態系に関する対策
		自然災害・沿岸域に関する対策
		健康に関する対策
		産業・経済活動に関する対策
		県民生活・都市生活に関する対策
		分野を横断した施策

出典）福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）

第2章 計画の基本的事項

1 計画策定の意義等

(1) 計画策定の意義

近年、地球規模で進行する気候変動は、自然環境のみならず人間社会の持続可能性に深刻な影響を及ぼす課題として、国際的な関心が高まっています。気温の上昇、異常気象の頻発、氷河の後退、海面上昇など、すでに観測されている変化は、気候システムの変動が現実のものであることを示しています。

このような変化は、農業や水資源管理、エネルギー供給、健康、都市インフラなど、私たちの生活のあらゆる側面に影響を及ぼすと予測されています。実際に、自然環境と人間の活動は現代社会において密接に関係し合っており、一つの分野で生じた影響が他の分野に波及し、複合的かつ連鎖的なリスクを引き起こす可能性があります。

たとえば、気温の上昇による水資源の枯渇は、農業生産の低下を招き、食料供給や経済活動にまで影響を及ぼします。このような分野間の影響の連鎖は、気候変動対策を検討する上で重要な視点となっています。

気候変動の多面的な影響に対して適切に対応し、苅田町（以下、「本町」とします。）が持続的に発展していく上での取り組みの推進のため、苅田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定します。

(2) 計画の位置づけ

苅田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下、「本計画」とします。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第4項に基づいて策定する法定計画です。本計画は、地球温暖化対策に関する事項を具体化した計画であり、第3次かんだ環境未来図－苅田町環境基本計画－の部門別計画として位置づけられます。本町の地域特性を踏まえ、住民・事業者・行政が連携・協力して地球温暖化対策を推進することを目的としています。

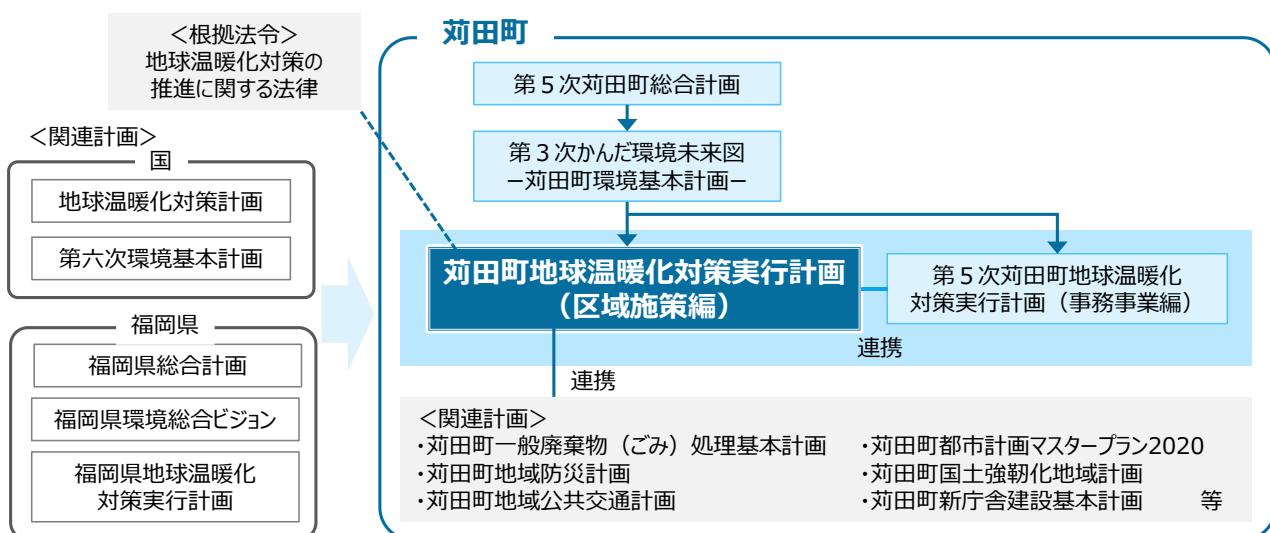


図 2-1 計画の位置づけ

2 計画期間と対象区域

本計画の対象期間は、2026(令和8)年度から2033(令和15)年度までの8年間とします。また、国の地球温暖化対策計画に準じて、本計画の基準年度は2013(平成25)年度、削減目標年度は2030(令和12)年度(中期目標)、及び2050(令和32)年度(長期目標)とします。

本計画の対象区域は、本町全域とします。

基 準 年 度 2013 年度 (平成 25 年度)

中 期 目 標 年 度 2030 年度 (令和 12 年度)

長 期 目 標 年 度 2050 年度 (令和 32 年度)

3 対象とする温室効果ガスと部門

地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に定める温室効果ガスには、二酸化炭素(CO_2)、メタン(CH_4)、一酸化二窒素(N_2O)、代替フロン類(NF_3 、 SF_6)などが含まれます。

これらのうち、エネルギーの使用に伴って排出される二酸化炭素は、温室効果ガスの総排出量の約9割を占めており、地球温暖化への影響が最も大きいとされています。このため、本計画では、本町における排出状況等を鑑み、対象とする温室効果ガスを二酸化炭素に限定し、その排出抑制を重点的に進めています。

表 2-1 対象とする温室効果ガスと部門等

項目	排出部門
二酸化炭素(CO_2)	家庭部門、業務その他部門、産業部門(農林水産業、建設業・鉱業、製造業)、運輸部門(自動車、鉄道)、廃棄物部門(一般廃棄物の焼却)

表 2-2 温室効果ガスの種類と人為的な発生源

ガス種類		人為的な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用、廃棄物の原燃料使用等
	非エネルギー起源 CO ₂	燃料からの漏出、工業プロセス、廃棄物の焼却処分
メタン (CH ₄)		燃料からの漏出、工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車・鉄道・船舶・航空機、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原料使用等、廃棄物の埋立処分、排水処理、コンポスト化
一酸化二窒素 (N ₂ O)		燃料からの漏出、工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車・鉄道・船舶・航空機におけるエネルギー消費、耕地における肥料の施用、家畜の排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原料使用等、排水処理、コンポスト化
ハイドロフルオロカーボン (HFC)		マグネシウム合金の鋳造、クロロジフルオロメタン又はHFCsの製造、冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としてのHFCsの使用
パーフルオロカーボン (PFC)		PFCsの製造、半導体素子等の製造、溶剤等としてのPFCsの使用、鉄道事業又は軌道事業の用に供された整流器の廃棄
六ふつ化硫黄 (SF ₆)		マグネシウム合金の鋳造、SF ₆ の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、電気機械器具の使用・点検・廃棄、粒子加速器の使用
三ふつ化窒素 (NF ₃)		NF ₃ の製造、半導体素子等の製造

出典) 地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル[詳細版(旧・本編)] Ver.2.1(環境省)より

コラム(地球温暖化係数(GWP)について)

地球温暖化係数(GWP:Global Warming Potential)とは、二酸化炭素を基準にして、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるか表した数字のことです。単位質量(例えば1kg)の温室効果ガスが大気中に放出されたときに、一定時間内(例えば100年)に地球に与える放射エネルギーの積算値(すなわち温暖化への影響)を、CO₂に対する比率として見積もったものです。ガスそれぞれの寿命の長さが異なることから、温室効果を見積もる期間の長さによってこの係数は変化します。

▼各温室効果ガスのGWP(京都議定書第二約束期間)

二酸化炭素	1	ハイドロフルオロカーボン類	1,430など
メタン	25	パーフルオロカーボン類	7,390など
一酸化二窒素	298	六フッ化硫黄	22,800
		三フッ化窒素	17,200

出典:全国地球温暖化防止活動推進センターHPより

第3章 荏田町の地域特性

1 荏田町の概況

本町は、北九州市と行橋市の間に位置する人口約3万7千人、面積約49km²の町です。

東には、国際貿易港である茹田港と、広大な臨海工業地帯が広がっているほか、茹田港沖には北九州空港があり、茹田港、東九州自動車道茹田北九州空港インターチェンジと併せ、陸・海・空の交通結節拠点となっています。

臨海工業地帯には自動車産業やセメント製造業など多くの企業が立地しています。また近年は、バイオマス発電事業者の進出が相次いでおり、国内有数のエネルギー拠点としての発展も期待されています。

このように、充実した産業・交通インフラがもたらすネットワークを活かして、持続可能なまちづくりを進めています。



図 3-1 荏田町の位置
出典) 荏田町地域公共交通計画より

2 自然的条件

(1) 地勢

本町は、東側には周防灘、西側には日本三大カルストの平尾台があり、青龍窟（国指定天然記念物）や広谷湿原（町指定天然記念物）など学術上重要な自然環境資源が存在します。また、町の南西側には、農林水産省の「農村景観百選」に選ばれた等覚寺地区の棚田をはじめとした里地里山が広がり、観光やレクリエーションの場となっています。

町の中心部にはJR日豊本線や国道10号が通り、交通の利便性が高く、生活圏としても魅力的な環境が整っています。

市街地には邪馬台国伝説にまつわる三角縁神獣鏡を出土した国指定の石塚山古墳や御所山古墳をはじめとした多くの古墳や遺跡も点在しています。祭の歴史も古く、修驗道の祭・等覚寺の松会（国指定重要無形民俗文化財）は約千年、苅田山笠（県指定無形民俗文化財）は約五百年の伝統があります。

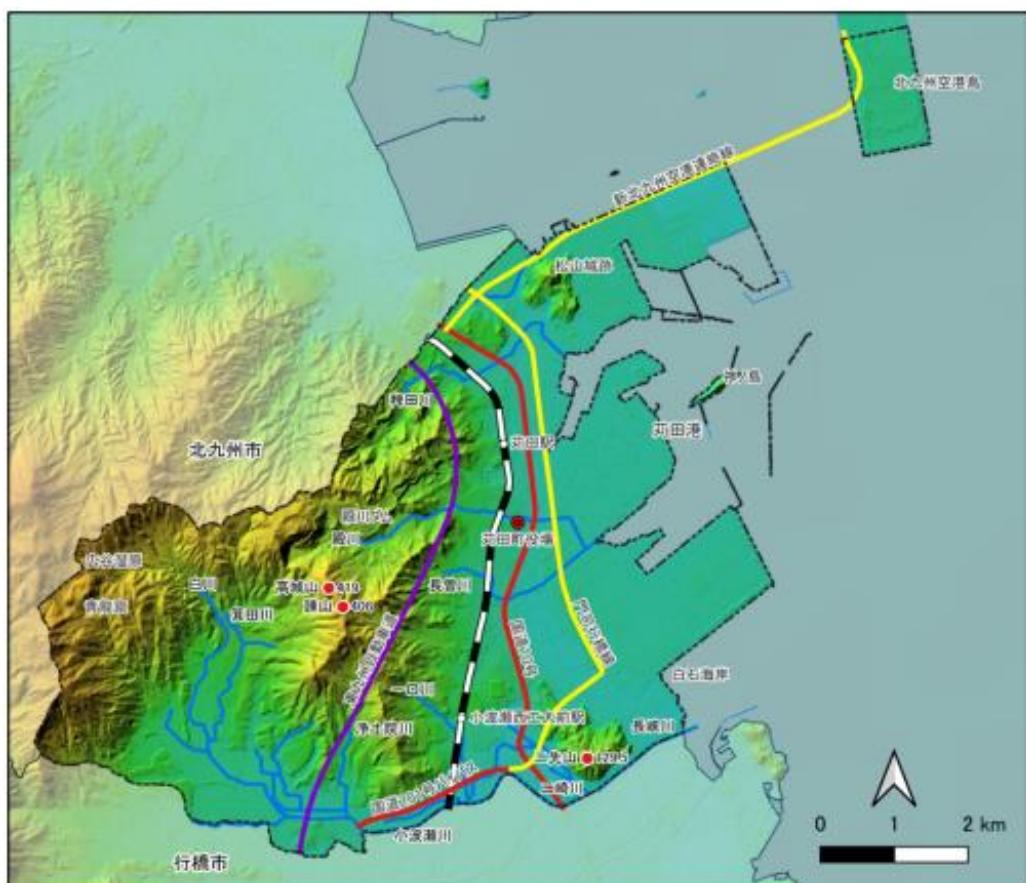


図 3-2 茹田町の地勢

(2) 気象

2024（令和6）年の気温をみると、過去10年[2014（平成26）～2023（令和5）年]の平均気温と比べて、特に7～9月に高くなっています。1980（昭和55）年からの年平均気温の推移をみると、上昇傾向がみられます。

また、35°C以上の猛暑日も近年増加傾向にあり、2024（令和6）年は26日でした。

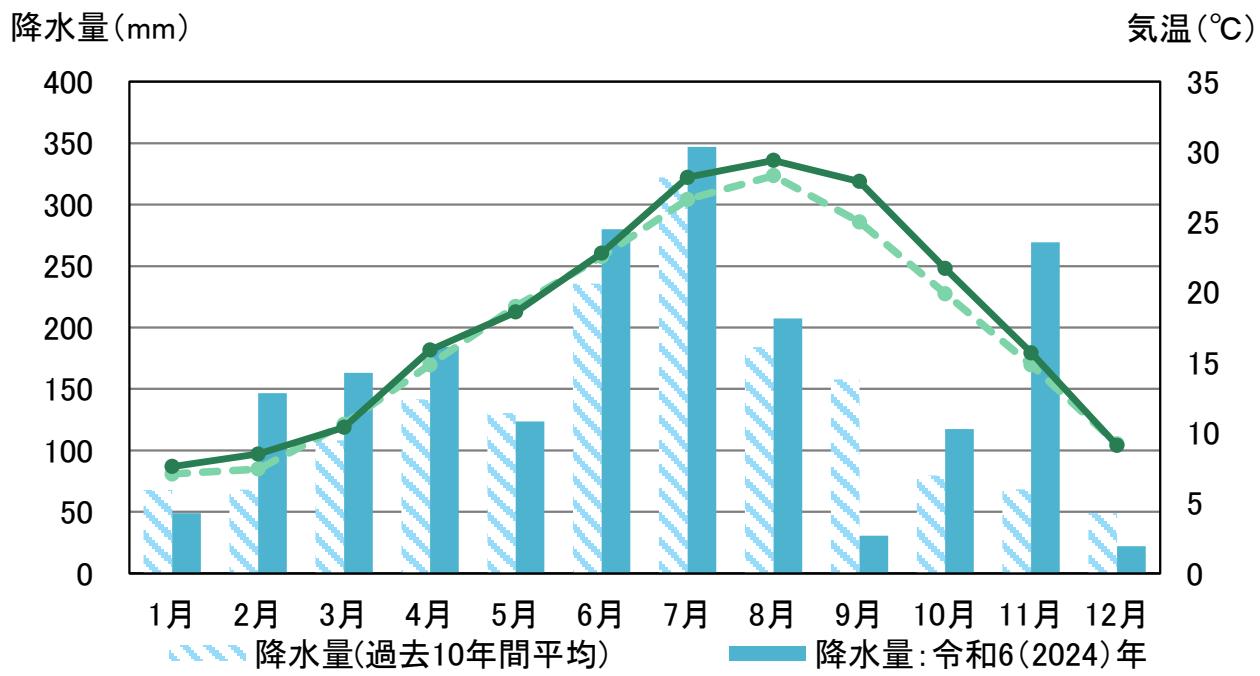


図3-3 気温と降水量（行橋気象観測所）

出典) 気象庁 HP より

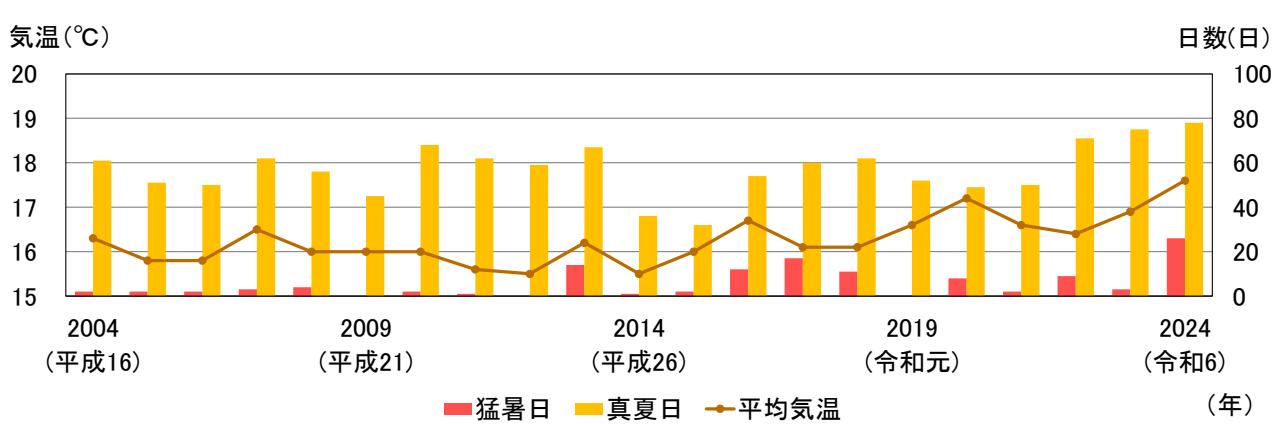


図3-4 平均気温、及び真夏日、猛暑日日数の推移（行橋気象観測所）

（真夏日：30°C以上、猛暑日：35°C以上）

出典) 気象庁 HP より

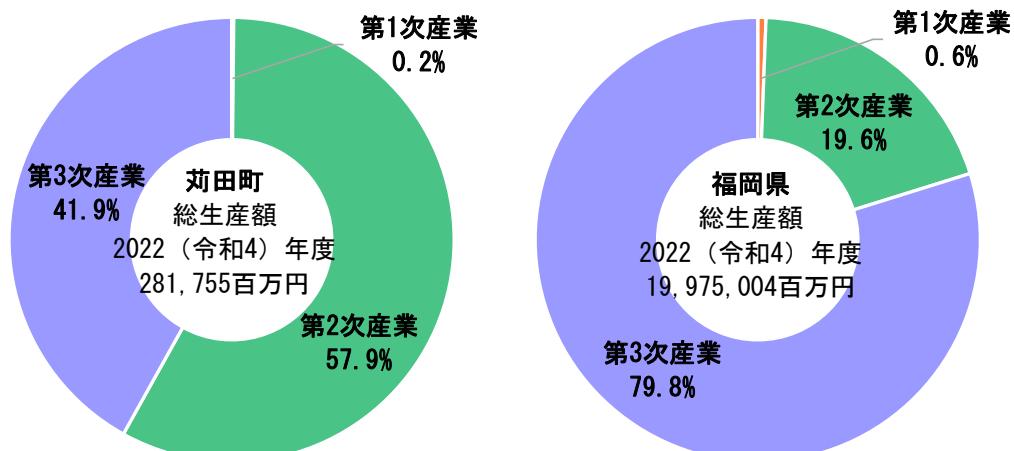
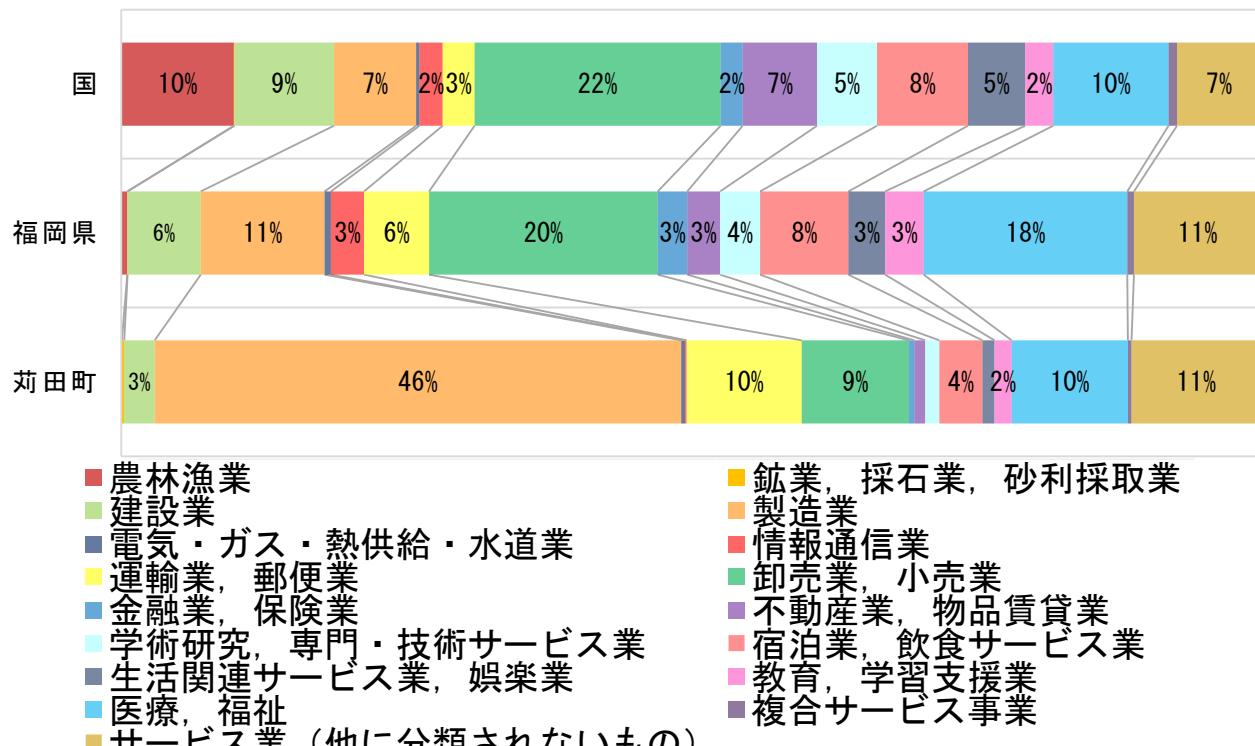
3 経済的条件

(1) 産業

本町の就業者数は 25,489 人 [2024 (令和 6) 年度] であり、産業 3 部門別にみると、第 2 次産業 (49%) と第 3 次産業 (51%) がほぼ同程度となっています。

就業者数の内訳を産業大分類別にみると、「製造業」(46%) が最も高く、産業 3 部門と同様、国や福岡県と比べて大幅に高い割合を占めています。

本町の産業大分類別の総生産額は、国や福岡県と比べて、第 2 次産業の割合が高いことが特徴的です。



(2) エネルギー収支

本町のエネルギー収支をみると、全てのエネルギー種別で赤字となっており合計で108億円のエネルギー代金が流出（町域外対して支払）しています。特に「石油・石炭製品」の赤字が大きくなっています。

また、全国や福岡県、同規模地域平均と比較してエネルギー代金の流出割合が高くなっています。町域内のエネルギー生産量では、必要なエネルギーを賄えていないことが窺えます。

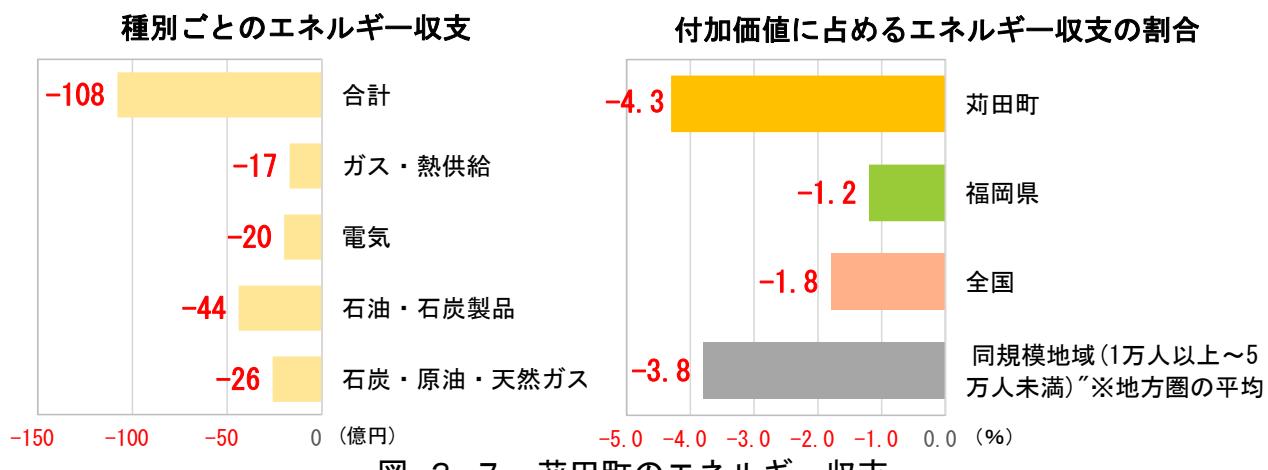


図 3-7 苅田町のエネルギー収支

出典) 苅田町の地域経済循環分析【2020年版】(環境省、株式会社価値総合研究所) より



コラム (GXについて)

GX とはグリーン TRANSFORMA-tion の略称で、化石燃料をできるだけ使わず、クリーンなエネルギーを活用していくための変革やその実現に向けた活動のことを指します。

現在、人間が豊かな生活を送るために行うさまざまな活動のエネルギー源は、石油や石炭などの化石燃料が中心となっています。

これらに依存せず、太陽光や水素など、自然環境への負荷が少ないエネルギーの活用を進めることで、二酸化炭素の排出量を削減しようという取り組みが進められています。

さらに、こうした取り組みを経済成長の機会と捉え、社会全体の仕組みを変革し、産業競争力を高めていくことが求められています。

このような「経済社会システム全体の変革」を目指す取り組みが、GX (グリーン TRANSFORMA-tion) です。



出典: METI (経済産業省) Journal ONLINE HP より

4 社会的条件

(1) 人口・世帯数

本町の人口は、2000（平成12）年度まで増加傾向でしたが、2001（平成13）年度から2006（平成18）年度までの減少傾向を経て、2007（平成19）年度から2018（平成30）年度は再び増加傾向がみられました。現在は、37,000～38,000人の間で推移しており、2024（令和6）年度末時点で37,571人となっています。

世帯数は、核家族化や単身世帯の影響により、増加しています。

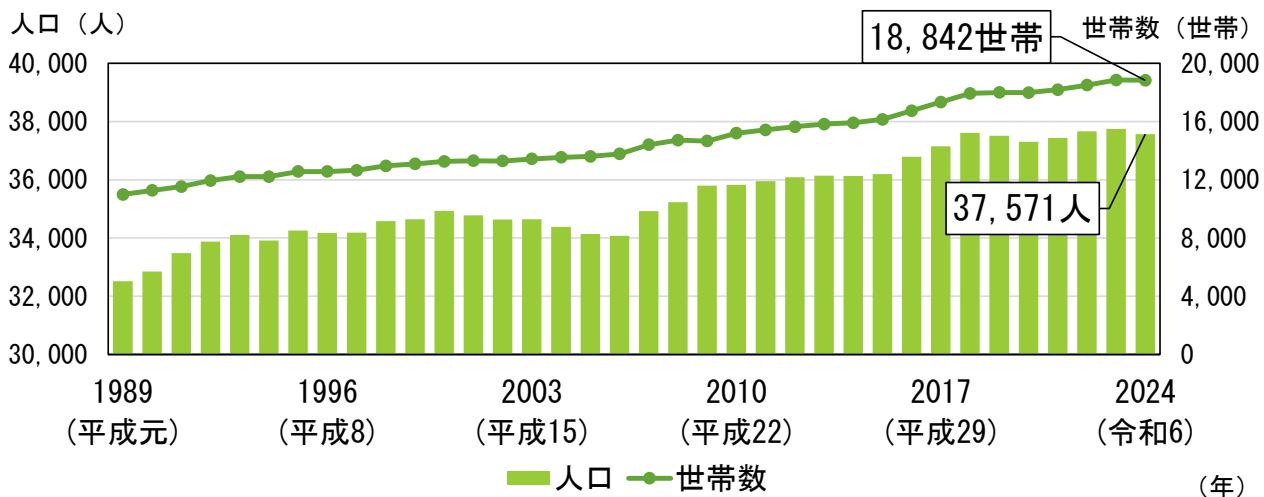


図 3-8 荘田町の人口と世帯数の水位

出典) 荘田町統計資料より

(2) 土地利用状況

本町の土地利用状況をみると、最も多くを占めているものが、民有林（33.5%）で、次いで、宅地（23.3%）、その他（22.7%）となっています。

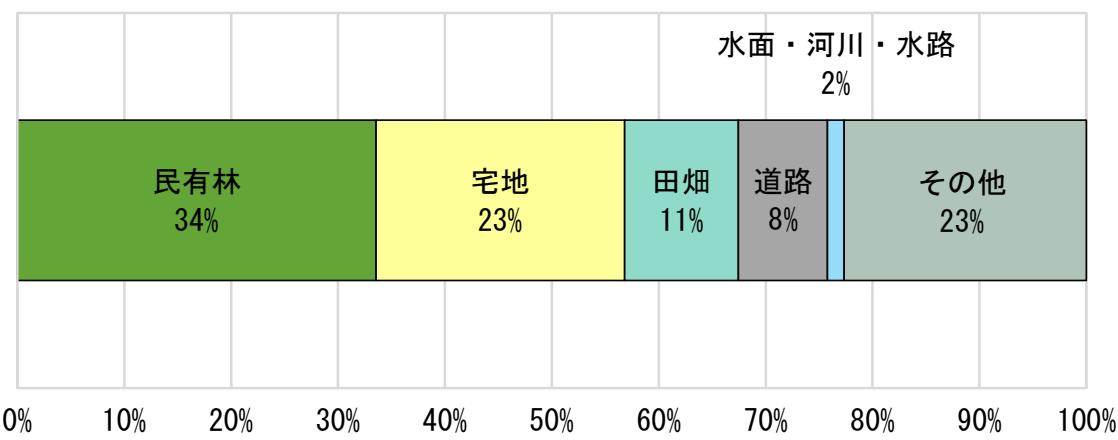


図 3-9 荘田町の土地利用状況 [2023 (令和5) 年度]

出典) 令和5年度土地利用動向調査（福岡県）より

(3) 公共交通

本町の公共交通として、広域交通である鉄道のほか、本町と他市町を結ぶ幹線交通として路線バスが運行されています。また、町域内の路線として、コミュニティバスを運行しています。

・鉄道

本町内には、JR 日豊本線が走っており、苅田駅と小波瀬西工大前駅の2駅があります。苅田駅の乗車人数は、2022（令和4）年度で1日当たり、2,093人となっており、小波瀬西工大前駅の乗車人数は、2022（令和4）年度で1日当たり、1,596人となっています。

・路線バス（西鉄バス北九州）

国道10号を運行する行橋～下曽根線とJR 杣綱駅から北九州空港までを運行する杣綱駅～北九州空港線が運行されています。

また、行橋～西鉄天神高速バスターミナル間を高速バスが運行しており、町内からも乗車できます。

・コミュニティバス

コミュニティバスは、平成17（2005）年9月より運行しており、町域内において、定期運行路線が4路線、接続線が3路線運行しています。

○北部、与原・小波瀬ルート



○白川ルート



○中央ルート



図 3-10 コミュニティバス車両

出典)「苅田町地域公共交通計画」より

コラム（もっと自由な受け取りで宅配分の再配達を無くそう！）

インターネットを利用した商品の受発注の普及により、宅配便の取扱い個数は年々増える一方です。それに伴い再配達も増加しており、トラックの移動によるCO₂排出量の総量は約42万トン、体積にすると東京ドーム170杯分ものCO₂が排出されていることになります。再配達の削減はCO₂の排出削減にもつながります。

●いろいろな受け取り方を選んで、もっと自由に宅配便を受け取ろう！



宅配ボックスの設置



外出先での受け取り



アプリの活用
出典：COOL CHOICE（環境省）HPより

(4) 公共施設

町内の公共施設の延べ床面積は、学校教育系施設が約35.6%、公営住宅が22.3%で、この2つの類型で全体の面積の半分以上を占めています。このほか、文化系施設が8.6%、行政系施設が7.4%、保険・福祉施設が6.7%などとなっています。施設数は行政系施設及び公園施設(建物)が16施設で最も多く、次いで文化系施設が13施設となっています。

表 3-1 荘田町の公共施設(延べ床面積、施設数)

施設類型	延べ床面積	施設数	施設類型	延べ床面積	施設数
学校教育系施設	47,157.3 m ²	9	下水道施設(建物)	4,548.0 m ²	4
公営住宅	29,552.7 m ²	9	上水道施設(建物)	2,219.0 m ²	8
文化系施設	11,342.8 m ²	13	社会教育系施設	2,323.7 m ²	3
行政系施設	9,873.5 m ²	16	産業系施設	2,022.6 m ²	6
保健・福祉施設	8,931.2 m ²	2	その他	1,425.9 m ²	6
スポーツ・レクリエーション系施設	7,639.1 m ²	4	子育て支援施設	642.0 m ²	4
供給処理施設	4,656.6 m ²	3	公園施設(建物)	228.2 m ²	16
			計	132,562.6 m ²	103

出典) 荘田町公共施設等総合管理計画 [2022(令和4)年3月改訂] より

(5) 廃棄物

本町の町民1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にあり、2024(令和6)年度の町民1人1日当たりのごみ排出量は858g/人/日となっています。

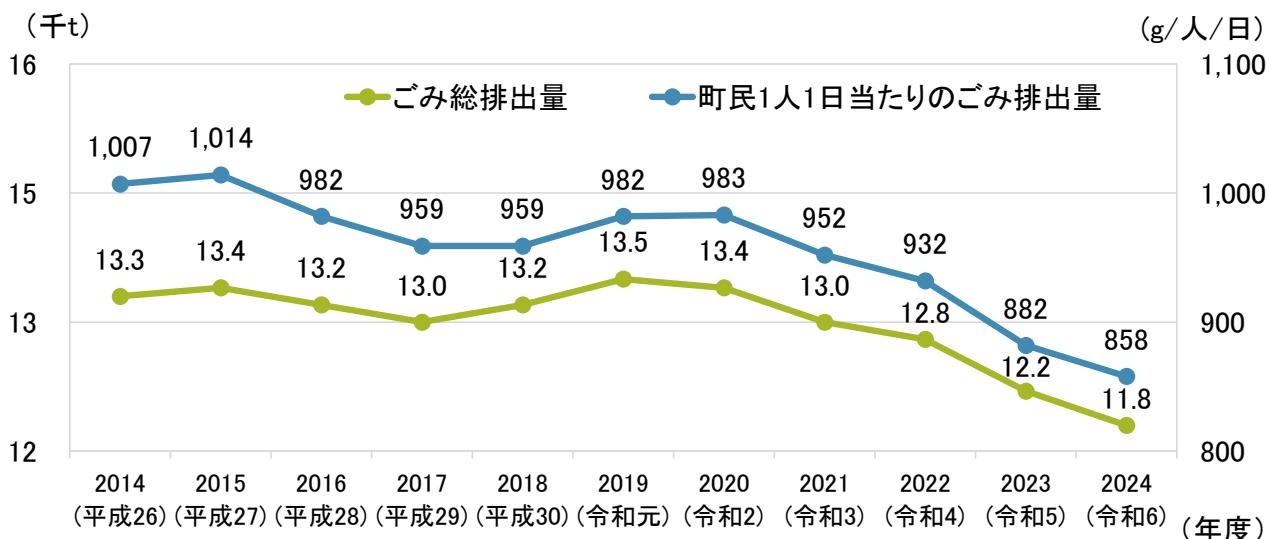


図 3-1-1 ごみ総排出量と町民1人1日当たりのごみ排出量

[2014(平成26)年度～2024(令和6)年度]

出典) 荘田町資料より

(6) 自動車保有台数

本町の自動車保有台数は乗用車が大半を占めており、全体の台数は増加傾向にあります。

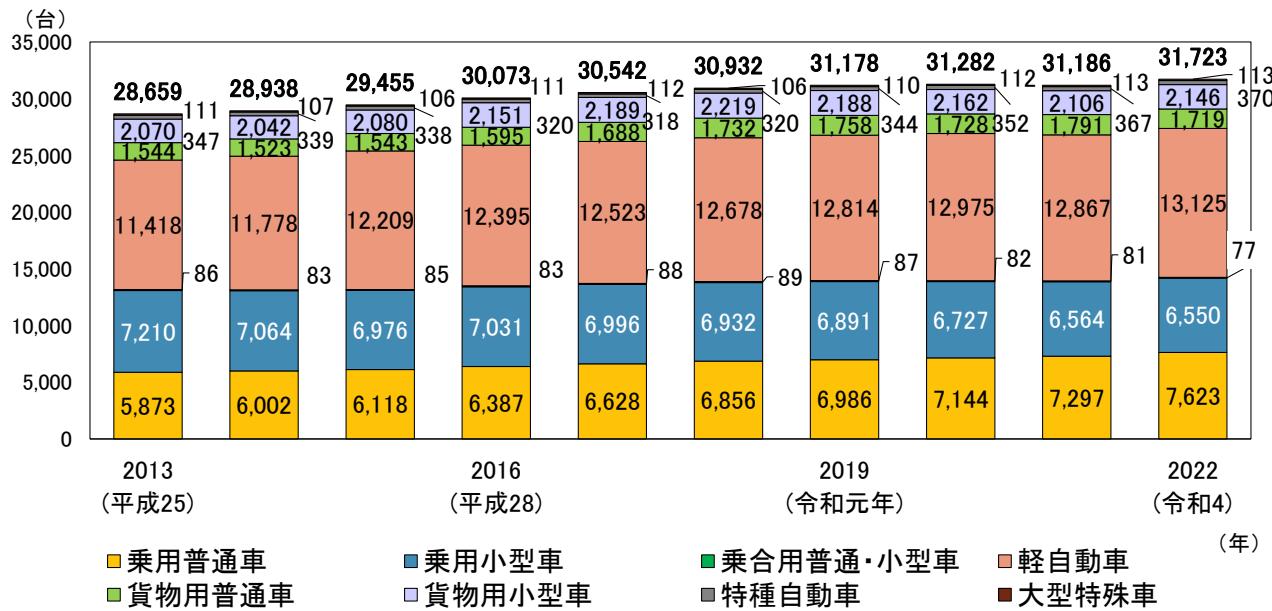


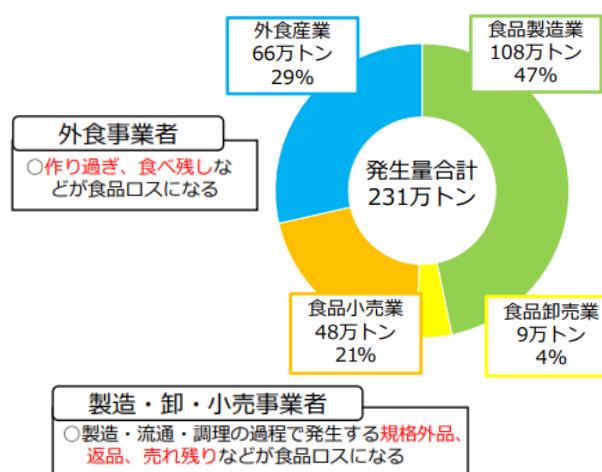
図 3-12 荘田町の自動車保有台数

出典)「福岡県オープンデータ 統計年鑑」市区町村別保有車両数より

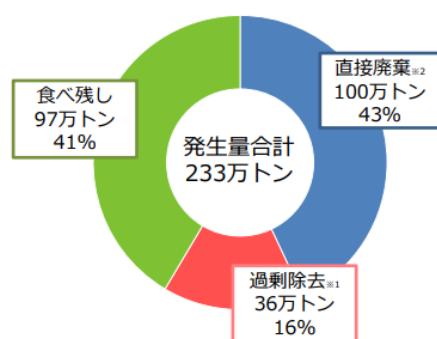
coli (食品ロス問題について)

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことを「食品ロス (フードロス)」といいます。日本の食品ロス (事業系+家庭系) は1年間で約464万トン [2023 (令和5) 年度] にのぼり、食品そのものが無駄になってしまうだけでなく、水分を多く含む食品をごみとして燃やす際の費用やCO₂排出量が増加するといった問題もあります。

事業系食品ロス (可食部) の業種別内訳



家庭系食品ロスの内訳



※1:野菜の皮を厚くむき過ぎるなど、食べられる部分が捨てられている

※2:未開封の食品が食べずに捨てられている

出典:「我が国の食品ロスの発生量の推移等」(環境省) より

第4章 温室効果ガス排出量・吸収量の推計

1 現況推計

(1) 温室効果ガス排出量の推移

2013（平成25）年度から2022（令和4）年度までの本町の二酸化炭素排出量は、減少傾向にあります。2022（令和4）年度における二酸化炭素排出量（2,748千t-CO₂）は、2013（平成25）年度（3,596千t-CO₂）に比べて約23.6%減少しています。

2022（令和4）年度の二酸化炭素排出量を部門別にみると、産業部門（農林水産業部門、建設業・工業部門、製造業部門）が実に90.5%を占めており、次いで運輸部門（自動車部門、鉄道部門、船舶部門）が6.2%、民生部門（家庭部門、業務部門）が3.3%となっています。全国と比較すると、本町は産業部門（特に製造業部門）の割合が大きく、その他の部門の割合が小さくなっているのが特徴です。

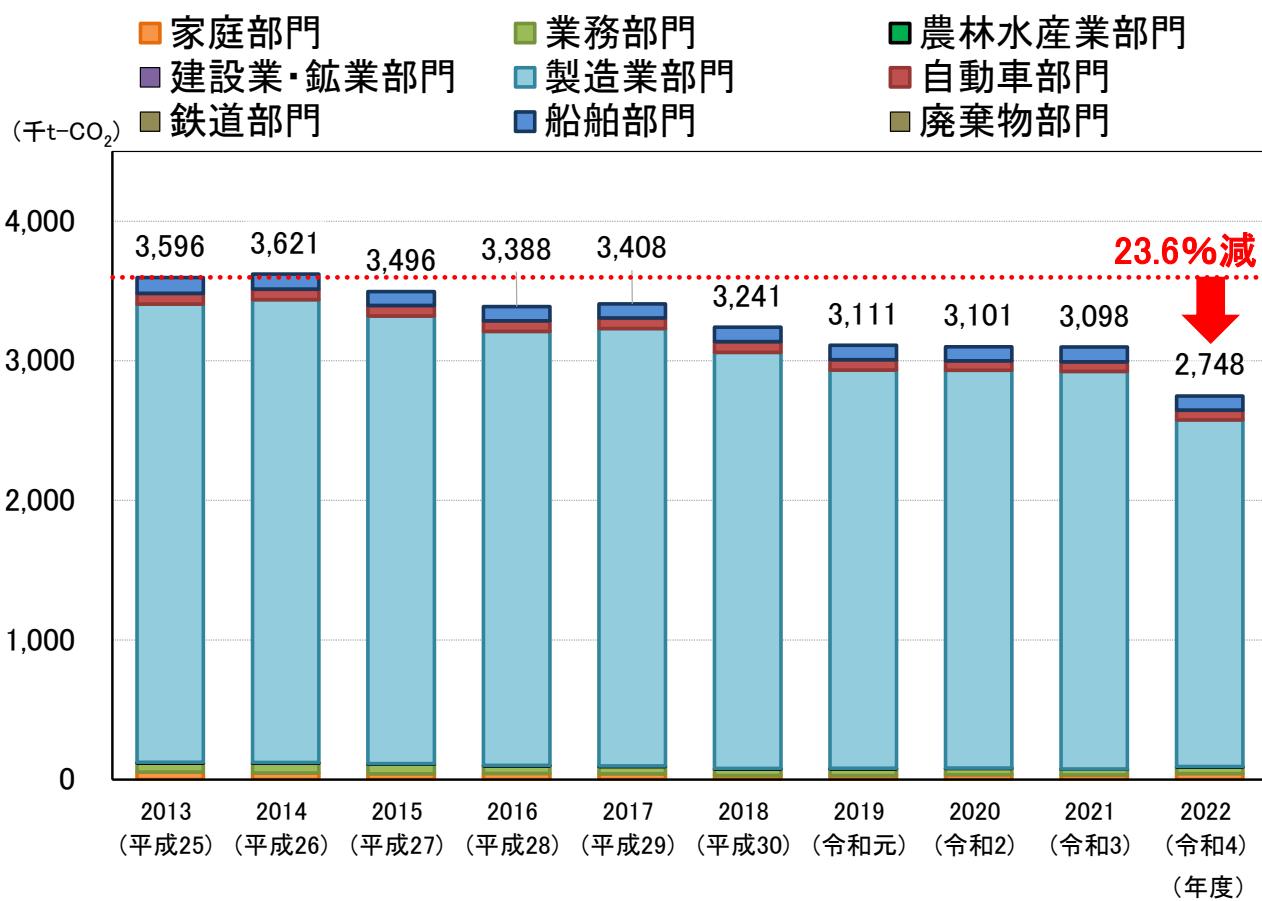


図 4-1 二酸化炭素排出量の現況推計

表 4-1 二酸化炭素排出量の推移 (単位 : 千 t-CO₂)

部門	2013 (平成25) 年度	2014 (平成26) 年度	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022(令和4)年度			
										排出量	部門別 割合(%)	増減率(%) 2013(平成25) 年度比	
民生部門	家庭	54	47	42	44	42	30	29	35	33	43	1.6	-20.2
	業務	66	71	68	55	51	47	49	45	42	47	1.7	-28.6
	小計	120	118	110	99	94	77	78	80	75	90	3.3	-24.8
産業部門	農林水産業	2	2	2	2	2	2	1	1	2	0.1	-2.5	
	建設業・鉱業	2	3	2	2	2	2	2	1	2	0.1	-20.6	
	製造業	3,282	3,316	3,206	3,108	3,133	2,981	2,852	2,849	2,849	2,483	90.4	-24.4
	小計	3,287	3,321	3,210	3,112	3,137	2,984	2,855	2,852	2,850	2,487	90.5	-24.3
運輸部門	自動車	74	73	73	74	74	74	73	66	66	68	2.5	-8.4
	鉄道	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	0.1	-20.6
	船舶	112	107	100	101	101	104	103	100	106	101	3.7	-10
	小計	189	182	176	178	177	180	178	169	174	171	6.2	-9.5
廃棄物部門		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		3,596	3,621	3,496	3,388	3,408	3,241	3,111	3,101	3,098	2,748	100	-23.6

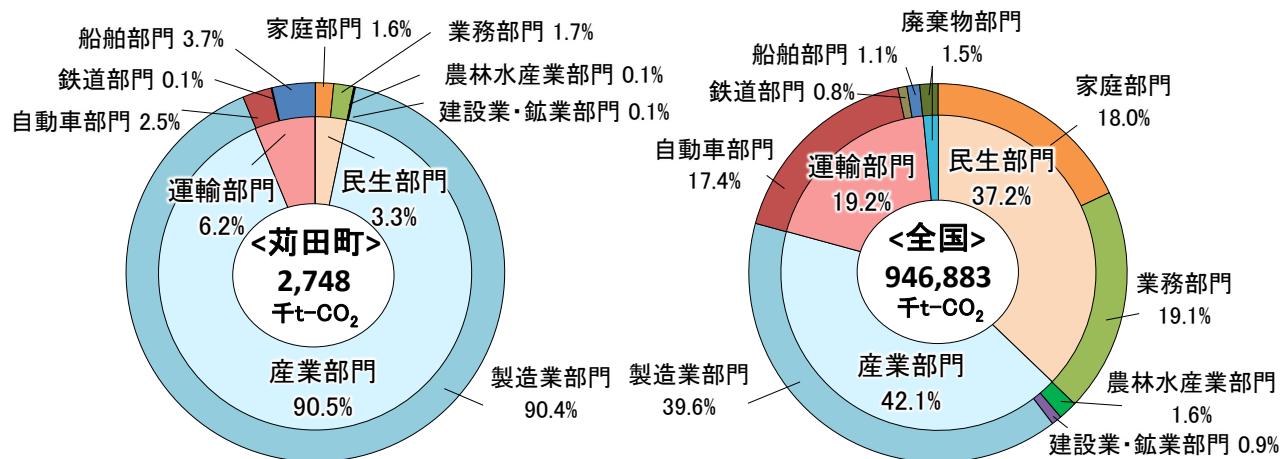


図 4-2 荘田町(左)と全国(右)の二酸化炭素排出量の部門別割合
[2022(令和4)年度]

出典：特定排出者報告制度（環境省）、自治体排出量カルテ（環境省）

(2) 森林等による二酸化炭素吸收量

森林等による二酸化炭素吸收量として、町域における森林バイオマス、森林土壤、及び都市緑化について算定しました。単年度当たりの二酸化炭素吸收量は、森林バイオマスが4.1千t-CO₂、森林土壤が0.62千t-CO₂、都市緑化が0.024千t-CO₂となっており、全体で4.7千t-CO₂となっています。

森林等による二酸化炭素吸收量は、適切な森林や都市公園の管理等を継続して実施していくことで、今後も現況と同様の水準を維持されるものとします。

表 4-2 森林等による二酸化炭素吸收量

項目	二酸化炭素吸收量 (千t-CO ₂)	備考
森 林 バイオマス	4.1	2時点 [2011(平成23)年度及び2021(令和3)年度]のデータから算出した単年度当たりの吸收量
森 林 土 壤	0.62	2021(令和3)年度時点の森林面積から算出した吸收量
都 市 緑 化	0.024	2024(令和6)年度都市計画現況調査における区域内の都市公園(供用分)のデータ等から算出した吸收量
合 計	4.7	

コラム (ブルーカーボンについて)

沿岸・海洋生態系が光合成によりCO₂を取り込み、その後海底や深海に蓄積される炭素のことを、ブルーカーボンと呼びます。ブルーカーボンの主要な吸収源としては、藻場(海草・海藻)や塩性湿地・干潟、マングローブ林があげられ、これらは「ブルーカーボン生態系」と呼ばれています。



ブルーカーボンとしての吸収量は区域施策編の算定対象ではありませんが、適切な保全等の実施により、関連する吸収量の増加が見込めます。

2 将来推計

(1) 目標年度における現状趨勢ケースの推計方法

今後、特段の対策を講じない場合の将来排出量、いわゆる現状趨勢（BAU）ケース（以下「BAU ケース」とする。）について、本計画の中期目標年度である 2030（令和 12）年度、長期目標年度である 2050（令和 32）年度、及び国の計画における目標年度である 2035（令和 17）年度、2040（令和 22）年度の二酸化炭素排出量を推計しました。

将来排出量の推計にあたっては、2013（平成 25）年度の二酸化炭素排出量を基準とし、活動量の変化率を反映して算出しています。

※活動量とは、エネルギー消費や人口、事業活動など排出に影響を与える指標を指します。

表 4-3 将来推計に使用する活動量及び推計パターン

部門	活動量		推計パターン
産 業	製造業	製造品出荷額	直近年度実績
	建設業・鉱業	従業者数	過去の実績を用いた近似式による推計
	農林水産業	従業者数	過去の実績を用いた近似式による推計
業務 その 他		従業者数	直近年度実績
家 庭		人口	過去の実績を用いた近似式による推計
運 輸	自動車	自動車保有台数	過去の実績を用いた近似式による推計
	鉄道	営業キロ数	過去の実績を用いた近似式による推計
	船舶	入港船舶総トン数	過去の実績の平均値
廃棄物		焼却処理量	※排出実績が無いため 推計不実施

(2) 温室効果ガス排出量の推計結果

BAU ケースにおける本町の二酸化炭素排出量の将来推計を行った結果、2030（令和 12）年度では約 2,760 千 t-CO₂、2050（令和 32）年度では約 2,790 千 t-CO₂となりました。

産業部門（農林水産業部門、建設業・工業部門、製造業部門）においては、製造業部門の現状が維持されることにより大きな削減は見込めません。一方、農林水産業部門や建設業・鉱業部門の排出量は活動量の推移に伴い、減少が見込まれます。家庭部門や運輸部門（自動車部門、鉄道部門、船舶部門）では排出量の増加が見込まれており、町の排出量は全体として微増していくものと予測されます。

基準年度である 2013（平成 25）年度と比較すると、2030（令和 12）年度では約 23%、2050（令和 32）年度では約 22% の削減率となっています。

BAU ケースでは、二酸化炭素排出量が微増すると予測されるため、2050（令和 32）年度のカーボンニュートラル実現のためには、製造業部門を中心に、各部門における積極的な脱炭素化の取り組みが必要です。

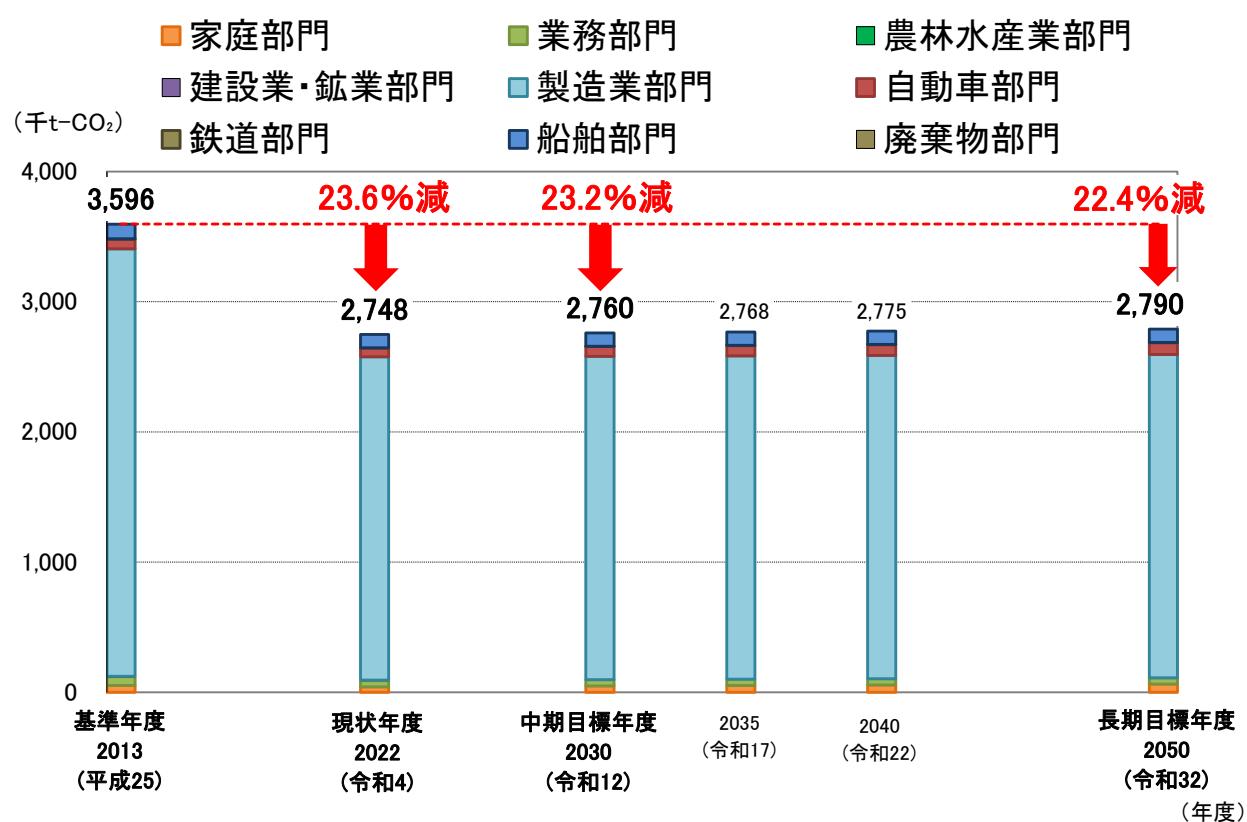


図 4-3 BAU ケースにおける二酸化炭素排出量の将来推計

表 4-4 BAU ケースにおける部門別の二酸化炭素排出量の将来推計

部門・分野	2013 (平成 25) 年度	2022 (令和 4) 年度	2030 (令和 12) 年度		2050 (令和 32) 年度	
	基準年度	現状年度	中期目標年度		長期目標年度	
	排出量 (千 t-CO ₂)	排出量 (千 t-CO ₂)	2013 比 (%)	排出量 (千 t-CO ₂)	2013 比 (%)	排出量 (千 t-CO ₂)
						(%)
家庭	54	43	-20.2	49	-8.5	64
業務その他	66	47	-28.6	47	-28.6	47
農林水産業	2	2	-2.5	0	-78.7	0
建築業・鉱業	2	2	-20.6	2	-33.0	1
製造業	3,282	2,483	-24.3	2,483	-24.4	2,483
小計	3,287	2,487	-24.3	2,485	-24.4	2,484
自動車	74	68	-8.4	75	+0.4	90
鉄道	3	2	-20.6	2	-17.2	3
船舶	112	101	-10.0	102	-9.0	102
小計	189	171	-9.5	179	-5.4	194
合計	3,596	2,748	-23.6	2,760	-23.2	2,790
						-22.4

コラム（サプライチェーン排出量算定について）

温室効果ガスは、化石燃料の燃焼、工業プロセスにおける化学反応、あるいは温室効果ガスの使用・漏洩などに伴い、大気中に排出されます。モノがつくられ廃棄されるまでのサプライチェーンにおける温室効果ガス排出量の捉え方として、自社による直接排出分（Scope1）、自社による間接排出分（Scope2）、原材料仕入れや販売後における排出分（Scope3）があります。温室効果ガスの排出削減のためには、モノのライフサイクル全体での排出量について、適切な対策を講じることが重要となります。

上流



自社



下流



Scope3

Scope1、Scope2以外の間接排出（事業者の活動に関連する他社の排出）

※○の数字はScope3のカテゴリ

Scope1

事業者自らによる温室効果ガスの直接排出（燃料の燃焼、工業プロセス）

Scope2

他社から供給された電気、熱、蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3

Scope1、Scope2以外の間接排出（事業者の活動に関連する他社の排出）

出典：資源エネルギー庁 HP、環境省 HP より

第5章 温室効果ガス排出量の削減目標

1 目標設定の基本的な考え方

2021（令和3）年6月、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正・公布され、2050年カーボンニュートラルの実現が同法の基本理念として明記されました。

さらに、2025（令和7）年に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、1.5°C目標に整合的で野心的な目標として、2035（令和17）年度、2040（令和22）年度において、温室効果ガスを2013（平成25）年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すという目標が設定されました。

本町も、2022（令和4）年6月に、町民・事業者との協働を進めながら、気候変動や異常気象の影響を抑制し、将来にわたって安心して暮らせる持続可能な環境を守り育てていくために、2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを宣言しました。

本町では、この国の方針を踏まえて、温室効果ガスの削減目標を設定します。



図 5-1 「ゼロカーボンシティ 莢田」宣言 [2022（令和4）年6月]

2 荘田町の温室効果ガス排出量の削減目標

国や福岡県が掲げる「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を踏まえ、本町における削減目標を次のとおり設定します。

〈中期目標〉

2030（令和12）年度における本町の二酸化炭素排出量を
2013（平成25）年度比で46%削減する。

〈長期目標〉

2050（令和32）年度に本町の二酸化炭素排出の実質ゼロ※
(カーボンニュートラル)を目指します。

※排出実質ゼロ：温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いた値をゼロとするもの

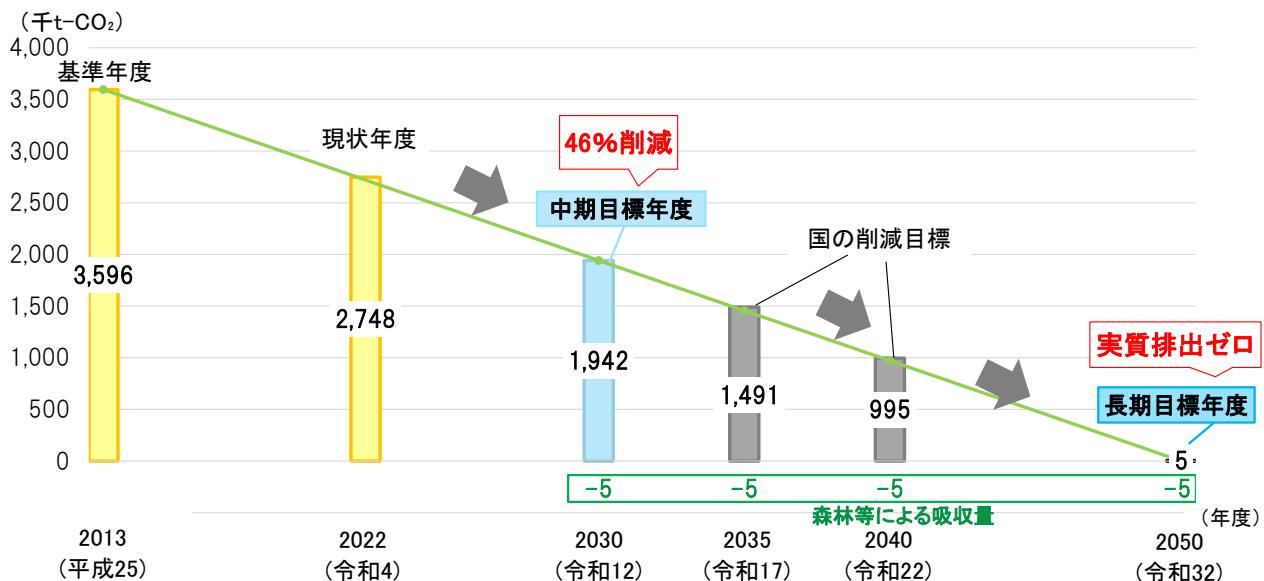


図 5-2 本町の温室効果ガス削減目標のイメージ

コラム（地球温暖化防止における森林の役割について）

植物には、半永久的に利用可能な太陽からの光エネルギーを利用して、大気中の二酸化炭素を有機物として固定するという重要な働きがあり、特に樹木は幹や枝などの形で大量の炭素を蓄えています。

例えば、1世帯から1年間に排出される二酸化炭素の量である約3,700kg [2021（令和3）年]は、36~40年生のスギ約12本が蓄えている炭素量に由来する二酸化炭素量と同程度です。また、この排出量を、36~40年生のスギが1年間で吸収する量に換算した場合、スギ420本分の吸収量と同じぐらいということになります。

このような炭素貯留効果の他にも、製造や加工に要するエネルギーが少ないとによる省エネ効果、カーボンニュートラルな特性による化石燃料代替効果といった効果も期待できます。

出典：林野庁 HP より

本町における温室効果ガス排出量の現状を見ると、産業部門からの排出量が全体の大部分を占めています。これは、事業活動が活発である本町の特性によるものであり、この部門における排出削減が温暖化対策の鍵となります。

一方、カーボンニュートラルを実現するためには、他の部門での対策が不要になるわけではありません。本町においても、国が設定している部門ごとに目標（表 5-1）を踏まえ、各分野において達成に向けた取り組みを進めていく必要があります。

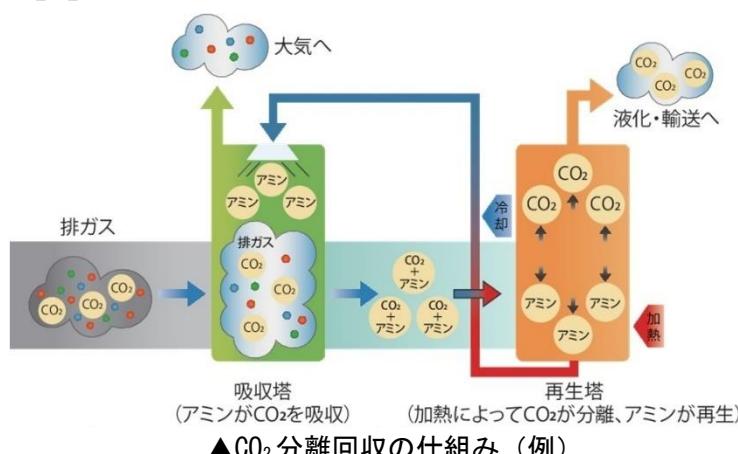
表 5-1 国の地球温暖化対策計画における二酸化炭素排出削減量の目安

部門・分野	2013 (平成 25) 年度	2030 (令和 12) 年度		2040 (令和 22) 年度	
	排出量 (百万 t-CO ₂)	排出量 (百万 t-CO ₂)	2013 比 (%)	排出量 (百万 t-CO ₂)	2013 比 (%)
	家庭	209	71	-66%	約 40~60
業務その他	235	115	-51%	約 40~50	-79~83%
産業	463	289	-38%	約 180~200	-57~61%
運輸	224	146	-35%	約 40~80	-64~82%
合計 (温室効果ガス全体)	1,407	760	-46%	380	-73%

備考) 地球温暖化対策計画 [2025 (令和 7) 年 2 月閣議決定] を基に作成

コラム (CCUSについて)

CCUS とは、「CCS (Carbon dioxide Capture and Storage : 二酸化炭素 (CO₂) 回収・貯留)」と「CCU (Carbon dioxide Capture and Utilization : 二酸化炭素 (CO₂) 回収・利用)」の 2 つの言葉を合わせたものです。



アミン：アンモニアの水素原子が炭化水素基で置換された形の化合物の総称

2050 年ネットゼロの実現に向けた二酸化炭素排出の削減のためには、再生可能エネルギーの主力電源化や革新的省エネ技術の開発・実装など、あらゆる手段を最大限進めていくことが必要となります。それでもなお排出される二酸化炭素を回収し、有効利用や貯留を行うことにより、大気中に放出させない対策が必要であり、CCUS はその解決策として注目されています。

出典：環境省 HP より

3 対策ケースにおける温室効果ガス削減見込量

今後、地球温暖化防止対策を講じた場合（以下、「対策ケース」とする。）の温室効果ガス削減見込量について、図 5-3 に示す 4 つの対策別に算出しました。

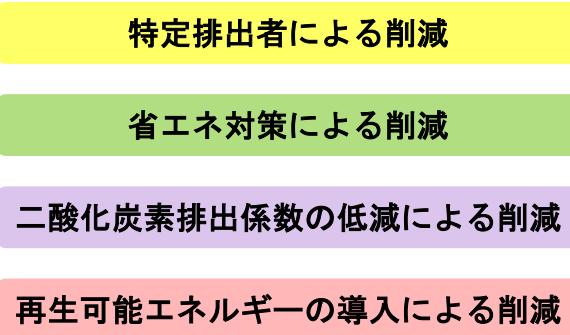


図 5-3 二酸化炭素排出削減のための対策

（1）特定排出者による削減見込量

本町における温室効果ガス総排出量のうち、約 90% を占める産業部門（製造業部門）において、特定排出者（温室効果ガスを多量に排出する事業者）が対策を講じた場合の削減見込量を算定しました。

特定排出者のうち、独自の削減目標を設定している事業者については目標が達成される場合、目標設定をしていない事業者については、エネルギーの使用的の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下、「省エネ法」とする。）における削減目標（年平均 1%）が達成される場合の削減見込量は表 5-2 に示す通りです。

表 5-2 特定排出者が削減を達成することによる削減見込量（千 t-CO₂）

部門・分野	2013 (平成 25) 年度 (実績値)	2030 (令和 12) 年度 (中期目標年度)		2050 (令和 32) 年度 (長期目標年度)	
		排出量	削減 見込量	2013 比 (%)	削減 見込量
産業部門	製造業部門	3,282	1,267	-38.6	3,081

(2) 省エネ対策による削減見込量

各部門・分野において、省エネ対策を講じた場合の削減見込量を算出しました。
省エネ対策による削減見込量は表 5-3 及び表 5-4 に示すとおりです。

表 5-3 省エネ対策による削減見込量 (千 t-CO₂)

部門	2013 (平成 25) 年度 (実績値)	2030 (令和 12) 年度 (中期目標年度)	2050 (令和 32) 年度 (長期目標年度)		
	排出量	削減 見込量	2013 比 (%)	削減 見込量*	2013 比 (%)
産業部門	3,287	233	-7.1	299	-9.1
業務その他部門	66	10	-15.1	13	-19.7
家庭部門	54	10	-18.5	13	-24.1
運輸部門	189	26	-13.8	33	-17.5

※その他の追加的な取り組みによる削減見込量を含みます。

備考) 国の地球温暖化対策計画 [2021 (令和 3) 年 10 月閣議決定] 及び「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」を基に作成

コラム (快適アクションについて)

国立環境研究所では、「地球沸騰化時代の生き方改革」として、現在および将来の気候変動の影響にそなえ、快適に暮らしていくための 15 の「適応アクション」を国民一人ひとりに広げていくキャンペーンを実施しています。

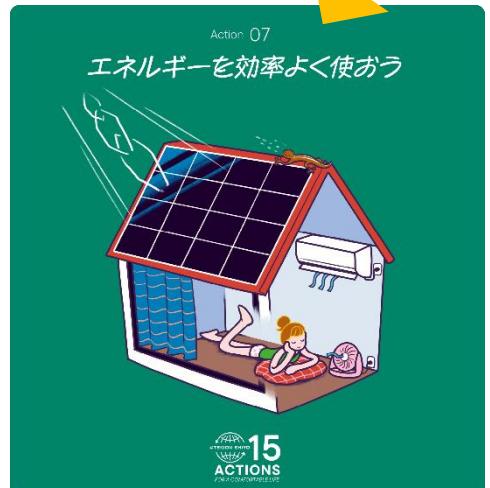
適応アクションの 7 つ目に、“エネルギーを効率よく使おう”があります。猛暑日が増えることで使われる電力が増加し、災害リスクが増すことで停電リスクが高まります。家の「断熱」「節電」「蓄電」を生活に取り入れることで、気候が変わっても、リスクを減らし、快適さを高め、節約にもつなげることができます。

SELECT

「エネルギーを効率よく使う」適応セレクト

できることから、少しづつ取り組んでみましょう!

- 遮光・遮熱カーテンを取り入れる
- 省エネアイテムを使う
- 太陽光発電を取り入れる
- 節電や停電のためにポータブル電源などを取り入れる
- 熱の出入りが大きい窓に断熱材をはる
- エアコンと合わせてサーキュレーターを使う



出典：気候変動適応情報
プラットフォーム HP より

表 5-4 具体的な取り組みと 2030（令和 12）年度における削減見込量

部門・分野		取り組み	削減見込量 (千 t-CO ₂)
産業部門	製造業	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	153
		業種間連携省エネルギーの取組推進	4
		建築物の省エネルギー化	9
		FEMS を利用した徹底的なエネルギー管理の実施	67
建設業・鉱業		省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	0
農林水産業		省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	0
業務その他部門		建築物の省エネルギー化	4
		高効率な省エネルギー機器の普及	2
		トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	2
		BEMS の活用、省エネルギー診断等による徹底的なエネルギー管理の実施	2
		上下水道における省エネルギー・再生可能エネルギー導入	0
		脱炭素型ライフスタイルへの転換	0
家庭部門		住宅の省エネルギー化	3
		高効率な省エネルギー機器の普及	4
		トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	1
		HEMS・スマートメーター・スマートホームデバイスの導入や省エネルギー情報提供を通じた徹底的なエネルギー管理の実施	2
		脱炭素型ライフスタイルへの転換	0
		次世代自動車の普及、燃費改善等	11
運輸部門	自動車 (貨物)	道路交通対策	2
		環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	0
		次世代自動車の普及、燃費改善等	10
	自動車 (旅客)	道路交通対策	2
		公共交通機関及び自転車の利用促進	1
		その他の追加的な取り組みによる削減見込量	41
合 計			321

備考) 地球温暖化対策計画 [2021（令和 3）年 10 月閣議決定] 及び「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」を基に作成

(3) 電力の二酸化炭素排出係数の低減による削減見込量

国の地球温暖化対策計画において、電力の二酸化炭素排出係数は電源構成の変動により3割程度低減され、2030年度には0.25kg-CO₂/kWh、2040年度には0.13kg-CO₂/kWh程度になると見込まれています。これらの見込みが達成された場合の削減見込量を算定しました。

電力の二酸化炭素排出係数低減による削減見込量は表5-5に示す通りです。なお、産業部門のうち製造業部門における排出係数の低減による削減効果は、(1)特定排出者による削減見込量に含まれるものとし、本対策ケースの算定対象から除外しています。

表5-5 電力の二酸化炭素排出係数の低減による削減見込量(千t-CO₂)

部門	2013 (平成25)年度 (実績値)	2030 (令和12)年度 (中期目標年度)		2050 (令和32)年度 (長期目標年度)	
	排出量	削減 見込量	2013比 (%)	削減 見込量	2013比 (%)
産業部門 (製造業部門を除く)	4	1	-25.0	1	-25.0
業務その他部門	66	24	-36.4	32	-48.5
家庭部門	54	27	-50.0	48	-88.9
運輸部門	189	8	-4.2	13	-6.9

備考) 2041(令和23)年度以降の排出係数の見通しは本計画の策定時点で示されていないため、推計にあたっては2040年度の見通しの数値(0.13kg-CO₂/kWh)が維持されるものとしています。

(4) 再生可能エネルギーの導入による削減見込量

本町の再生可能エネルギー(電気)の導入ポテンシャルは表5-7示すとおり、約98%が太陽光発電です。再生可能エネルギーのうち、太陽光発電が導入された場合の削減見込量を算定しました。

太陽光発電が公共施設に計画的に導入される場合、住宅への導入が現状のペース(約100件/年)と同ペースで増加するものと想定する場合の削減見込量は表5-6に示すとおりです。

表5-6 再生可能エネルギーの導入による削減見込量(千t-CO₂)

部門	2013 (平成25)年度 (実績値)	2030 (令和12)年度 (中期目標年度)		2050 (令和32)年度 (長期目標年度)	
	排出量	削減 見込量	2013比 (%)	削減 見込量	2013比 (%)
業務その他部門 (公共施設)	66	1	-1.5	1	-1.5
家庭部門 (住宅)	54	2	-3.7	8	-14.8

環境省の「再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS)」に掲載されている「自治体再エネ情報カルテ」における、本町の再生可能エネルギー導入ポテンシャルの現況は下記のとおりです。区域における再生可能エネルギーのポテンシャルは、電気は太陽光、熱は地中熱が中心となっています。

表 5-7 荘田町の再生可能エネルギー導入ポテンシャル

大区分	中区分	導入ポテンシャル	単位	
太陽光	建物系	218. 603	MW	
		271, 829. 387	MWh/年	
	土地系	92. 721	MW	
		115, 068. 558	MWh/年	
	合計	311. 323	MW	
		386, 897. 945	MWh/年	
風力	陸上風力	6. 200	MW	
		11, 449. 577	MWh/年	
中小水力	河川部	-	MW	
		-	MWh/年	
	農業用水路	-	MW	
		-	MWh/年	
	合計	-	MW	
		-	MWh/年	
地熱	蒸気フラッシュ発電	-	MW	
		-	MWh/年	
	バイナリー発電	-	MW	
		-	MWh/年	
	低温バイナリー発電	-	MW	
		-	MWh/年	
	合計	-	MW	
		-	MWh/年	
再生可能エネルギー（電気）合計		317. 523	MW	
		398, 347. 522	MWh/年	
地中熱	地中熱 (ヒートポンプ: クローズドループ)	1, 284, 779. 310	GJ/年	
太陽熱	太陽熱	345, 752. 517	GJ/年	
再生可能エネルギー（熱）合計		1, 630, 531. 828	GJ/年	
木質 バイオマス	発生量（森林由来分）	-	千 m ³ /年	
	発熱量（発生量ベース）	-	GJ/年	

備考) “-”は推計対象外、あるいは数値が無いことを示します。

出典) 自治体再エネ情報カルテ（再生可能エネルギー情報提供システム REPOS）

(5) 対策ケースにおける削減見込量

中期目標年度 [2030 (令和12) 年度] における(1)～(4)の対策ケースにおける温室効果ガス削減見込量を表 5-8 及び図 5-4 に示します。

目標達成のためには、これまでにも増して各主体が積極的に地球温暖化対策に取り組んでいく必要があります。

表 5-8 BAU ケース及び対策ケースにおける削減見込量

部門・分野	2013 (平成 25) 年度	2022 (令和 4) 年度	2030 (令和 12) 年度			
	基準年度	現状年度	BAU ケース		対策ケース	
	排出量	排出量	削減見込量	2013 比	削減見込量	2013 比
	(千 t-CO ₂)	(千 t-CO ₂)	(千 t-CO ₂)	(%)	(千 t-CO ₂)	(%)
家庭	54	43	5	+18.9	38	-70.7
業務その他	66	47	19	-28.6	34	-51.6
産業	3,287	2,487	802	-24.4	1,504	-45.7
運輸	189	171	10	+2.7	34	-18.1
合計	3,596	2,748	836	-22.4	1,653*	-46.0

※その他の追加的な取り組みによる削減見込量を含みます。

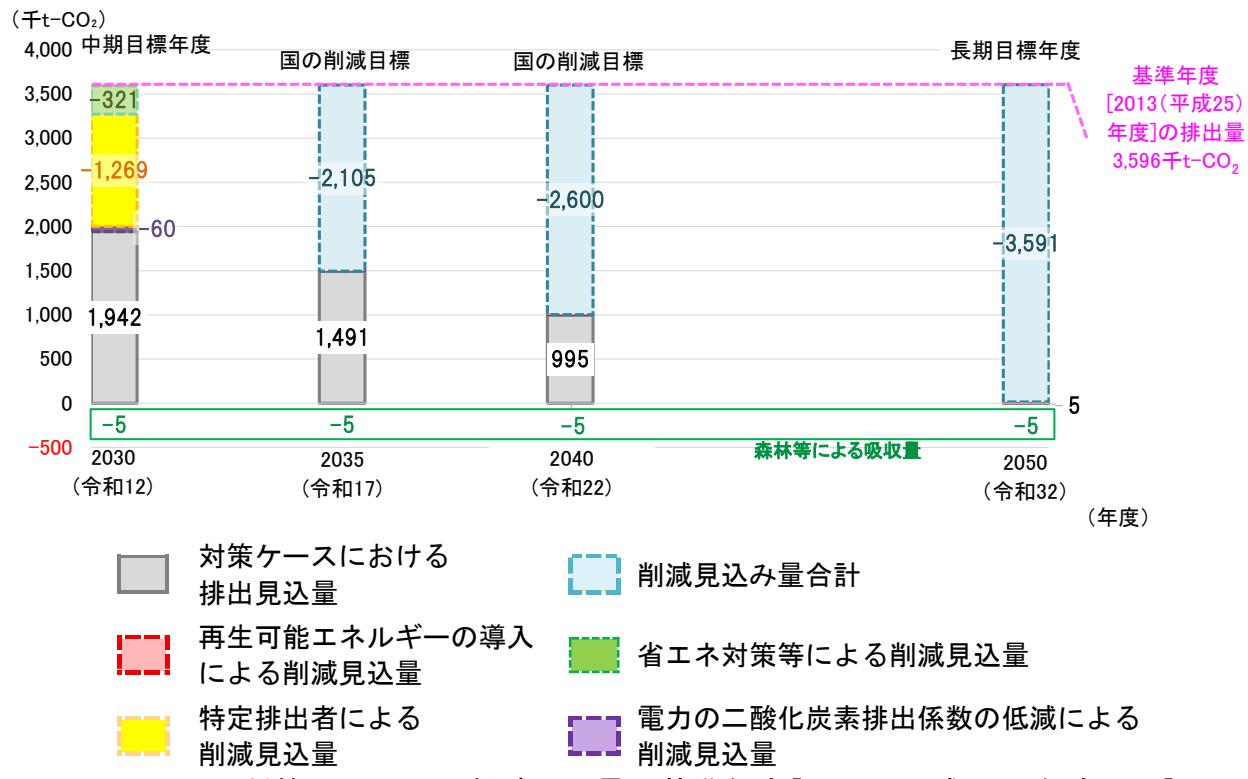


図 5-4 対策ケース別の削減見込量：基準年度 [2013 (平成 25) 年度] 比]

4 2050年の将来像

本町が誇る歴史・景観・自然と調和を図りながら、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの推進、公共交通の充実や、災害対応力を強化することで、将来の世代も安心して暮らせるゼロカーボンシティの実現をめざします。

本計画では、2050（令和32）年の将来像を以下の通り定め、その実現に向けて、住民、事業者、行政が主体的に地球温暖化対策に取り組んでいきます。

2050年の将来像

- ◆ 再生可能エネルギーが効果的に活用されており、地域全体でエネルギーの地産地消が進んでいます。また、災害時にも自律的に電力を確保できるようなエネルギーシステムが構築されています。
- ◆ ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）またはZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の建築物が増加し、環境負荷の少ないライフスタイルが確立されています。
- ◆ 町民、事業者、行政が一体となって、省エネルギーを徹底しており、経済活動と環境保全が両立されています。
- ◆ 自転車専用道の整備や環境に配慮した自動車（電気自動車等）への移行など、環境負荷が少なく快適な移動が可能となっています。
- ◆ 町民や事業者のごみの減量化やリサイクルに関する意識が向上し、循環型社会の構築が進んでいます。
- ◆ 町民や事業者の地球温暖化や地域の環境課題に関する理解が進み、協働による持続可能なまちづくりが推進されています。
- ◆ 気候変動の影響に対する適応策が実施され、その被害が低減しています。

第6章 温室効果ガス排出削減などに関する対策・施策

1 施策の体系

本町における地球温暖化対策について、体系的に示します。温室効果ガスの排出削減（緩和策）と既に現れている地球温暖化の影響への適応（適応策）について、様々な施策に取り組んでいきます。

温室効果ガスの排出削減 (緩和策)

(1) 再生可能エネルギーの利用促進

- 再生可能エネルギーに関する企業活動への支援
- 再生可能エネルギーの導入促進
- 再生可能エネルギー由来電力の利用や電力消費の見える化

(2) 事業者・住民の削減活動の推進

- 次世代自動車の普及促進
- 省エネ活動の推進
- 省エネ設備の導入及び導入支援・普及啓発
- 脱炭素経営の促進

(3) 地域環境の整備・改善

- 快適で持続可能なまちづくり
- 公共交通の充実と利便性向上
- 地域資源の活用と産業振興
- 都市環境の保全と活用

(4) 循環型社会の形成

- 3Rの推進
- 適正なごみ処理システムの構築・運用

(5) 環境教育・地域協働活動の推進

- 活動団体への支援・連携
- 情報提供
- 学習機会の創出

既に現れている 地球温暖化の影響への適応 (適応策)

- 防災・減災
- 熱中症予防の普及啓発
- 節水意識向上のための普及啓発

図 6-1 施策体系図

2 緩和策

(1) 再生可能エネルギーの利用促進

エネルギーの使用に伴って排出される二酸化炭素は、温室効果ガス総排出量の9割を占めていることから、化石燃料への依存を可能な限り抑え、再生可能エネルギーの活用を推進することが必要です。

地域に賦存する再生可能エネルギーの導入を積極的に推進します。

行政の取り組み

◆ 再生可能エネルギーに関する企業活動への支援

環境・エネルギー産業の企業立地の推進

- ・カーボンニュートラルに資する設備投資等を行う事業所に対して奨励金を交付します。

◆ 再生可能エネルギーの導入促進

公共施設の環境への配慮と再生可能エネルギーの導入

- ・役場庁舎では、環境負荷の少ない電力を購入・使用しています。
- ・建設を予定している新庁舎については、ZEB (Net Zero Energy Building) 基準を満足できる仕様を目指すとともに、従来の建物で必要なエネルギーの50%以下で運用可能な「ZEB Ready」以上の性能を確保することを目標とします。また、太陽光発電や太陽熱集熱システム、地中熱を利用するヒートポンプシステムなどの再生可能エネルギーの利用についても念頭に置きながら、整備を進めます。
- ・本町は北九州都市圏（18市町）として環境省の脱炭素先行地域に選定されており、北九州市をはじめとした周辺自治体と連携して地域脱炭素に取り組んでいます。関連する取組として、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用して公共施設への太陽光発電の設置を進めます。



太陽光発電設備（新津中学校）



太陽光発電設備（総合福祉会館）

再生可能エネルギー導入の促進

- ・国や県の再生可能エネルギー導入促進事業や再生可能エネルギー由来電力の利用について、ホームページ等で周知します。

太陽光発電の再生利用に関する情報提供

- ・太陽光発電設備のリサイクルについての情報を収集し、情報を提供します。

行政の取り組み

◆ 再生可能エネルギー由来電力の利用や電力消費の見える化

電力消費の見える化

- 一部の公共施設では、電力消費監視システムを導入することにより、電気消費量の抑制を図っています。
- 建設を予定している新庁舎については、施設の運用状況とエネルギーの消費状況を効率的に監視・制御できる BEMS (Building and Energy Management System) を導入することにより、適正な設備運転での室内環境の最適化を実現し、ランニングコストの縮減を図る予定にしています。

町民や事業者に期待される取り組み	町民	事業者
蓄電池、電気自動車等充給電設備 (V2H) などの導入を検討します。	◆	◆
自然環境や景観などに配慮した上で、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー機器の導入や活用を検討します。	◆	◆
使用する電気は、再生可能エネルギー由来電力を積極的に利用します。	◆	◆
工場等から排出される熱の有効利用を検討します。		◆

■取組指標

取組指標	現況値 2022(令和4)年度	目標値 2033(令和15)年度
公共施設における再生可能エネルギー設備の導入容量 (*)	50kW	現況値より増加

* 第3次かんだ環境未来図－苅田町環境基本計画－と同じ指標

コラム (EMSについて)

各主体が、運営や経営などの中で自ら設定し、達成に向けて取り組むための仕組みをエネルギー・マネジメントシステム (EMS) といいます。

EMSには、その主体に応じて、

住宅……H (Home) EMS

商用ビル……B (Building) EMS

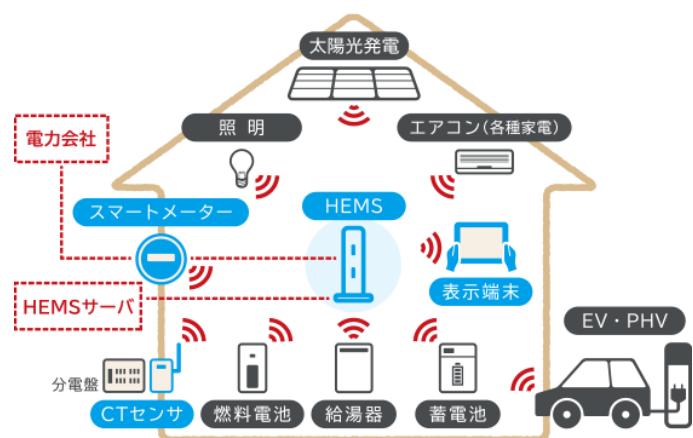
工場……F (Factory) EMS

地域内……C (Community) EMS

などの種類があります。

例えばHEMS (ヘムス) は、家庭内でより多くのエネルギーを消費する

エアコンや給湯器などの機器のほか、照明から情報家電まで、エネルギー消費量を可視化しつつ積極的な制御を行うことで、省エネやピークカットの効果を狙う仕組みです。



HEMS導入イメージ図
出典：i エネコンソーシアム HPより

（2）事業者・住民の削減活動の推進

2025（令和7）年に閣議決定された国の地球温暖化対策計画では、2050（令和32）年カーボンニュートラルの実現に向けて必要な温室効果ガスの排出削減量が部門ごとに示されています。温室効果ガスの排出削減のためには各主体がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携しながら、省エネルギーの実践や高効率機器の導入などに取り組む必要があります。

行政の取り組み

◆ 次世代自動車の普及促進

次世代自動車の導入

- ・ 次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等）の導入を検討している住民や事業者向けに、国の補助金等の情報をホームページ等で周知します。
- ・ 役場庁舎に一般の方が利用できる電気自動車の充電器設備を設置し、電気自動車の普及に寄与しています。
- ・ 公用車の一部に電気自動車を導入しています。また、公用車の入替時には、次世代自動車を積極的に導入します。



電気自動車充電設備（役場庁舎）



町の公用車（電気自動車）

◆ 省エネ活動の推進

省エネ相談・診断の導入支援

- ・ 福岡県地球温暖化防止活動推進センターが実施している省エネ診断をホームページ等で紹介します。

生活における省エネルギー活動の促進

- ・ 家庭での省エネルギーについて、ホームページ等で情報提供します。

エコドライブの推進

- ・ 燃料消費量や二酸化炭素排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる運転技術や心がけをエコドライブと言います。エコドライブの実施はゆとりのある運転にもつながることから、交通事故の削減にもつながります。「エコドライブ10のすすめ」など、関連する取り組みをホームページ等で情報発信します。

行政の取り組み

福岡県地球温暖化活動推進員・地球温暖化防止活動推進センターとの連携

- 福岡県地球温暖化防止活動推進センターと連携して、福岡県が任命した福岡県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援しています。

近隣自治体等との連携

- 北九州都市圏構成市町の1つとして、脱炭素先行地域に選定されており、域内の自治体と情報共有しながら、地域脱炭素の取り組みを進めています。

「苅田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の推進

- 第5次計画に基づいた取り組みを実施します。

◆ 省エネ設備の導入及び導入支援・普及啓発

省エネルギー対策設備導入の支援・普及啓発

- カーボンニュートラルに資する設備投資等を行う事業者に対して、奨励金を交付します。
- 国や県の補助事業について、ホームページ等で情報提供しています。

公共施設における照明設備のLED化

- LEDは、蛍光灯よりも電力消費が少なく、長寿命な照明です。蛍光灯に比べCO₂排出量も少ないため、地球温暖化防止に貢献できます。公共施設においては、計画的なLED化を実施します。
- 建設を予定している新庁舎では、LED照明設備は執務スペース等ではゾーン別に昼光制御、廊下や倉庫・トイレ等では人感センサー制御を行うことにより無駄なエネルギー消費をなくすよう計画しています。

ZEHやZEB、高効率機器等の導入の促進

- ZEHやZEB、高効率機器等に関する情報提供を充実させて、導入の促進につなげます。

公共施設における省エネ設備の導入促進

- 公共施設における施設の更新時には、省エネ型の設備を導入します。
- 建設を予定している新庁舎については、空調換気設備は高効率機器を採用し、居住域の熱環境を効果的に個別制御できる空調システムを構築するとともに、換気設備では、二酸化炭素センサーによる適正運転や全熱交換器による空調排熱回収を行い、エネルギーの効率的な利用を図ります。

◆ 脱炭素経営の促進

事業者による脱炭素経営の支援

- カーボンニュートラルに資する設備投資等を行う事業者に対して奨励金を交付します。
- 国や県の補助・融資制度の紹介や脱炭素に関する最新情報について、ホームページ等で情報提供します。

町民や事業者に期待される取り組み	町民	事業者
クールビズやウォームビズ、室内温度の適温励行などの取り組みを実践します。	◆	◆
車の買い換え時には、次世代自動車の購入を検討します。	◆	◆
環境にやさしいエコドライブを実践します。	◆	◆
HEMS や BEMS、FEMS 等を活用したエネルギー管理を検討します。	◆	◆
建物の新築、改築・改修時に、ZEH、ZEB の水準に近づける断熱性能の高い構造や資機材を選択します。既存建物では、壁や窓を断熱化するなど、省エネリフォームを検討します。	◆	◆
LED 照明などの高効率照明への切り替えを検討します。	◆	◆
エアコンの適切な利用やこまめな消灯等、日常的な省エネを実践します。	◆	◆
省エネ診断を利用し、省エネルギーのアドバイスを参考に省エネルギー対策に取組みます。	◆	◆
広報誌や町ホームページなどの媒体や出前講座、各種イベントなど、様々な発信源からの情報を活用し、環境に関する意識や知識の向上に努めます。	◆	
住宅を新築する時は、ZEH 型住宅を検討します。	◆	
給湯器、家電製品等の買換時に、省エネルギー性能の高いものへの転換を図ります。	◆	
町からの講習会の開催情報の提供、アドバイザーの紹介等を活用し、ISO14001 の取得やエコアクション 21 等の環境マネジメントシステム(EMS)の導入について検討します。		◆
CO ₂ 排出量の少ない電気やガスなどを使用する省エネ機器への転換を推進します。		◆
事業所の ZEB 化を検討します。		◆
エネルギーを多く消費する設備機器、照明、OA 機器等の使用ルールや維持管理方法の見直しを検討するとともに、更新時には省エネルギー性能の高いものへの転換を図ります。		◆

■取組指標

取組指標	現況値 2022(令和4)年度	目標値 2033(令和15)年度
公用車における次世代自動車の導入台数	4 台 [2024(令和6)年度]	現況値より増加
公共施設の温室効果ガス排出量と削減率（*）	3,697 t-CO ₂ 50.8%	2,255 t-CO ₂ 70%

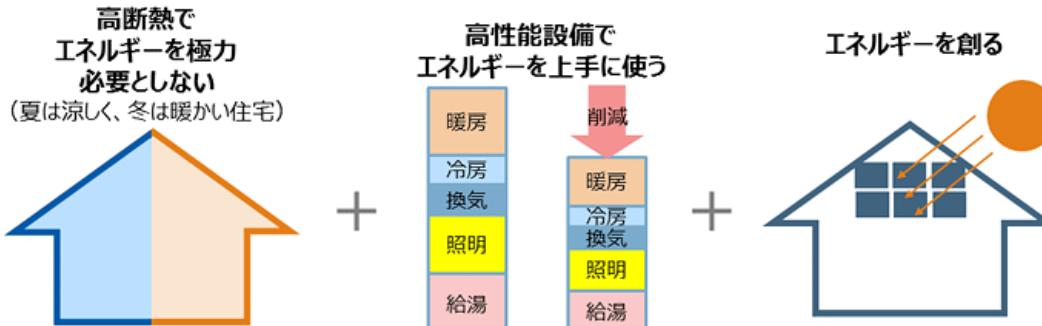
* 第3次かんだ環境未来図－苅田町環境基本計画－と同じ指標

コラム (ZEH/ZEBについて)

ZEH (ゼッヂ) はネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (Net Zero Energy House)、ZEB (ゼブ) はネット・ゼロ・エネルギー・ビル (Net Zero Energy building) の略語です。

建物の断熱性能の向上や高効率設備の導入による省エネと、太陽光発電などの創エネにより全体でのエネルギー収支のゼロを目指した住宅や建物を意味しており、地球温暖化対策として有効なだけではなく、光熱費を抑えたり、災害時の停電の際に太陽光や蓄電池を活用することで電気を使用できたり、さまざまなメリットがあります。

【イメージ図】



出典：資源エネルギー庁 HP より

コラム（「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後」について）

脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活）では、「くらしの10年ロードマップ」として、暮らしの全領域（衣食住・職・移動・買い物）を大きく7つの分野に分け、国民・消費者の行動変容やライフスタイル転換を促し、脱炭素につながる新しい価値の創造・豊かな暮らしを実現するための道筋を示しています。



出典：デコ活 HP（環境省）より

コラム（エコドライブ10のすすめについて）

エコドライブとは、燃料消費量やCO₂排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる“運転技術”や“心がけ”的ことです。エコドライブの実施は同乗者が安心できる安全な運転につながるとともに、交通事故の削減にも効果があります。

ポイント①

自分の燃費を把握しよう



ポイント⑥

ムダなアイドリングはやめよう



ポイント②

ふんわりアクセル「eスタート」



ポイント③

車間距離にゆとりをもって、
加速・減速の少ない運転



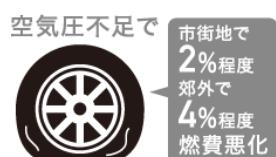
ポイント⑦

渋滞を避け、
余裕をもって出発しよう



ポイント⑧

タイヤの空気圧から始める
点検・整備



ポイント④

減速時は早めにアクセルを離そう



ポイント⑨

不要な荷物はおろそう



ポイント⑤

エアコンの使用は適切に



ポイント⑩

走行の妨げとなる駐車はやめよう



エコドライブ10のすすめ

出典) エコドライブ普及連絡会 HPを基に作成

(3) 地域環境の整備・改善

住民や来訪者の利便性の向上を図りつつ、環境負荷の低減のため、公共交通の利用促進や自転車・歩行での移動の推進、都市機能の集約化やスマートコミュニティの形成を進めていくことにより、地域における温室効果ガスの排出を可能な限り削減し、脱炭素社会に向けたまちづくりを推進していく必要があります。

行政の取り組み

◆ 快適で持続可能なまちづくり

駅周辺の生活利便性の向上

- 鉄道事業者と相互に連携を図りながら、駅を中心とした周辺施設の整備を含め、計画内容や実施に向けた精査を行っています。

健康増進や観光振興のための自転車走行空間の整備

- 小中学校通学路や歩行者の安全性確保を優先する区間において、自転車通行空間の整備を行うことにより道路交通の安全性・快適性を確保します。

木造戸建て住宅性能向上改修補助事業

- 震災に強いまちづくりと脱炭素社会の実現のため、木造戸建て住宅の性能向上改修工事や建替え等に伴う住宅の除却工事にかかる費用の一部を補助します。

自治体 DX の推進

- 行政手続きの電子化を推進します。

◆ 公共交通の充実と利便性の向上

コミュニティバスの利便性向上

- コミュニティバスの利便性の向上のため、ルートやダイヤの見直しを行うとともに、バスのリアルタイム位置情報確認システムを導入します。



コミュニティバス車両

公共交通ネットワークの強化

- 公共交通の利用促進を図るため、各種イベントで公共交通 PR 活動を実施します。
- 北九州空港へのアクセスバスの自動運転化の検討を行うほか、社会福祉協議会の福祉事業との連携を図ります。
- 町民の移動手段確保のため、バス事業者との連携を図ります。

行政の取り組み

◆ 地域資源の活用と産業振興

地域産木材の利用促進

- ・ 地域材を活用した木製品を購入し、公共施設に導入します。



町内の小中学校で使用されている地域木材で製作された木製品

公共施設建築時の木材利用の検討

- ・ 新庁舎の建設時には、再生骨材や木材・プラスチック再生複合材等の再生材料、再使用・再生可能な材料の採用等、エコマテリアルの使用に取り組みます。

◆ 都市環境の保全と活用

工業施設周辺における環境面での配慮や緑地の確保

- ・ 工場においては、工場立地法（苅田町工場立地法地域準則条例の適用も含む）の緑地面積率により緑地を整備するよう指導しています。また、開発行為（事前協議）の届出時には、必要に応じて開発業者と協議を行っています。

優良農地及び農業集落環境の維持・保全及び遊休農地の拡大防止

- ・ 地域共同で行う、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援しているほか、町内の遊休農地の再生利用と、農地の確保及びその有効活用を促進し、荒廃した農地を引き受けて作物生産を再開する農業者に対して助成を行っています。
- ・ 中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。

ブルーカーボン生態系の保全・創造

- ・ 自生している藻類の保全や人工藻場の造成などに関する情報提供や取り組みへの支援を実施します。

緑と水辺空間の保全

- ・ 公有地や公共施設においては、樹木の剪定等、適切な維持管理に努めています。

森林の保全・拡大と普及啓発・人材育成

- ・ 福岡県森林環境税を使った荒廃森林整備事業において、荒廃度を特定し、その後標準地調査（区域ごとの伐採量の推定）を終えた森林の間伐を実施します。
- ・ 町と森林所有者の間で協定を締結し、間伐等の保全管理について、公費負担しています。

町民や事業者に期待される取り組み	町民	事業者
農地の保全により CO ₂ 吸収能力向上を図ることで、CO ₂ 削減を目指します。	◆	◆
樹木の維持保全等により、みどり豊かな都市空間の保全に努めます。	◆	◆
公共交通機関の利用、徒歩・自転車での移動を積極的に取り入れます。	◆	◆
通勤時の交通渋滞を緩和するために、時差出勤やフレックスタイム制などのオフピーク出勤、在宅勤務の実施を検討します。	◆	◆
森林の保全活動、公共緑地や街路樹の保全活動や緑化運動に参加します。	◆	◆
住宅や事業所を新築・改修する際は地域材の活用による炭素の固定を検討します。	◆	◆
宅配便を受け取る時に時間を指定するなど、再配達の防止に努めます。	◆	

■取組指標

取組指標	現況値 2025(令和 7)年度	目標値 2033(令和 15)年度
コミュニティバスの利用者数（*）	55,591 人	現況値より増加
自転車走行空間の総整備距離 [2024(令和 6)年度]	1,350 m	現況値より増加

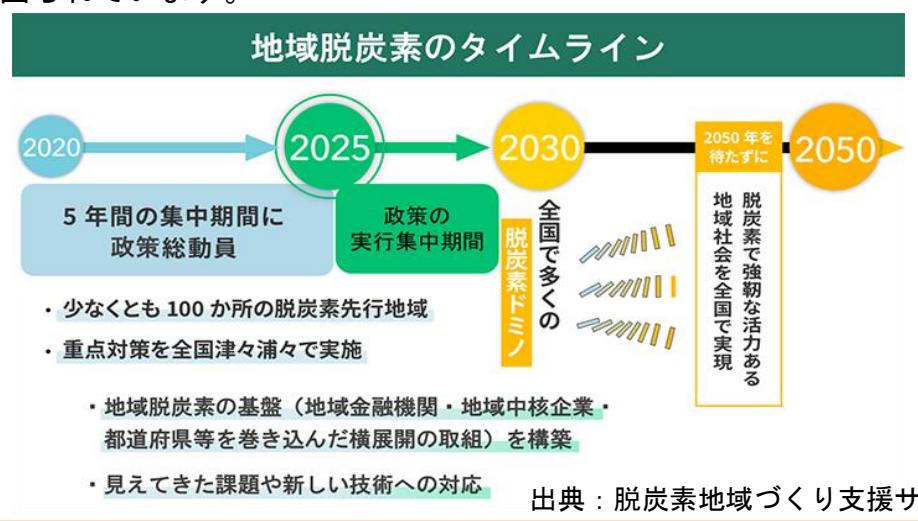
* 第3次かんだ環境未来図－苅田町環境基本計画－と同じ指標

コラム（地域脱炭素のタイムライン、脱炭素ドミノについて）

我が国が目指す「カーボンニュートラル」の実現には、国と地方の連携のもと、地域が主体となる取り組みが不可欠です。その中心となるのが「地域脱炭素」です。

地域脱炭素の推進にあたっては、地域資源の活用や再生可能エネルギーの導入を通じたまちづくりを進めながら、脱炭素を地域経済の循環、防災、暮らしの質の向上につながる成長の機会と捉えることが重要です。

「脱炭素ドミノ」とは、先進的な地域の取り組みが他地域へと波及し、全国的な脱炭素の連鎖を生み出すという考え方です。2025年までを集中期間とし、施策を総動員して取り組みの加速が図られています。



(4) 循環型社会の形成

廃棄物の発生抑制や製品の製造に伴う温室効果ガスの排出削減、さらには海洋プラスチックごみの削減を図るために、住民・事業者・行政がそれぞれの立場で、あるいは他の主体と連携しながら取り組むことが求められています。

その中で、排出の抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse)、再資源化 (Recycle) の「3R」に、不要なものを買わない・受け取らない (Refuse) を加えた「4R」の実践を推進し、循環型社会の構築をめざします。

行政の取り組み

◆ 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

リサイクル制度などの充実や利用促進

- ・ カン、ビン、ペットボトル、古紙、古着、乾電池、小型充電式電池（リチウムイオン電池等）は資源ごみとして回収しています。

使用済み製品（プラスチック資源等）の回収・リサイクル

- ・ 今後検討する減量施策と一体的な実施を検討します。

資源物回収の環境整備

- ・ 通常のごみ収集における紙ごみの分別収集については、委託業者と定期的に情報交換を行いながら、検討します。
- ・ 古紙、古着、乾電池、小型充電式電池（リチウムイオン電池等）の拠点回収を実施しています。



資源物回収 BOX

食品ロスの削減

- ・ 食品ロスの発生状況や家計費ロスの実態などについて情報提供を実施します。
- ・ 国や県、各種団体が公開する食品ロスに関する資料やツールについて普及啓発を実施します。

◆ 適正なごみ処理システムの構築・運用

ごみ処理システムの適正運用と改善

- ・ 本町の状況を踏まえたごみ有料化の手法について検討します。
- ・ ごみ有料化の具体的な手法については、情報収集や分析を行うとともに、有料化以外の減量につながる取組みについても検討します。
- ・ 荏田エコプラント(株)において、可能な限り経費を圧縮しつつ、延命化対策を実施します。処理施設を破損させるような重大な違反ごみがあった場合は、随時、広報かんだに注意啓発記事を掲載しています。
- ・ 荏田町環境審議会において、新たなごみ処理システムの検討を実施します。



荏田エコプラント（株）

町民や事業者に期待される取り組み	町民	事業者
ごみの分別、減量化、地域での資源回収、マイバッグの活用などに積極的に取り組みます。	◆	◆
必要なものを必要な量だけ購入するとともに、再生品、再生利用可能な商品、詰め替え商品、繰り返し使用できる商品を選択します。	◆	◆
修理や修繕により製品を長期間使用します。	◆	◆
マイバッグやマイボトルの活用等により、プラスチック製品の使用抑制に取り組みます。	◆	◆
再生資源の適正な分別を図ります。	◆	◆
再生資源を原料とした製品の選択に努めます。	◆	◆
小売店の店頭等での資源回収を推進します。	◆	◆
食事は食べる分だけ作る・頼む、残さないように心がけ、食品ロス（フードロス）の削減に取り組みます。	◆	
生ごみの水切りや資源ごみ等の分別を徹底します。	◆	
仕入れやメニューの工夫、少量の量り売りなど、食品ロスの削減を推進します。		◆
ペーパーレス化による紙ごみの減量に努めます。		◆
耐久性の高い製品や再使用しやすい製品など、消費者が長く使用できる製品を製造・販売します。		◆
事業系ごみを減量化するなど、事業所から排出される廃棄物を削減します。		◆
再生品であることの適切な表示や情報提供を行い、再生品・エコマーク商品等の販売を促進します。		◆
商品の販売時に、使い捨て容器や包装の削減に努めます。		◆
再生資源を原料とした製品の開発・販売に努めます。		◆
建築廃材や産業廃棄物等の発生抑制に努めるとともに、再生利用を推進します。		◆

■取組指標

取組指標	現況値 2023(令和5)年度	目標値 2033(令和15年度)
町民1人1日当たりのごみ排出量（＊）	882 g/人/日	706g/人/日
ごみのリサイクル率（RDF化除く）（＊）	15.8%	15.8%

* 荏田町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（令和7年10月改定）と同じ指標

(5) 環境教育・地域協働活動の推進

地球温暖化対策を着実に進めるためには、住民・事業者・行政など、地域のあらゆる主体が問題を自分ごととして捉え、行動につなげていくことが重要です。

そのため、子どもから大人まで幅広い世代に対して環境教育を推進するとともに、地域に根ざした協働活動を通じて、主体的に学び・考え・取り組む意識の醸成を図ります。

行政の取り組み

◆ 活動団体への支援・連携

環境保護活動への積極的な支援と協力体制の強化

- かんだエコねっとに登録している個人及び団体が実施する環境保全活動（清掃活動や講演会など）について、資材の提供や情報発信などと通じて活動を支援します。
- 道路サポート・河川サポート・公園サポートに認定した団体や個人の活動を支援します。

◆ 学習機会の創出

住民・事業者の行動変容につながる啓発の推進

- 住民や事業者向けの講座やイベントの開催を検討します。
- 地産地消フェアにおいて、地球温暖化防止に関する啓発を実施します。



地産地消フェア

子どもたちへの省エネ対策教育の推進

- 学校教育における総合的な学習の時間や野外活動を通じて、環境問題について考える活動を実施します。
- 福岡県地球温暖化防止活動推進員による小学校でエコ出前講座の開催を支援します。推進員と協働して、学習の機会を提供していきます。



エコ出前講座
(馬場小学校)

ごみについて考える機会の提供

- 小学校でごみ関連の授業を実施しているほか、苅田エコプラントにおいて施設見学を受け付けています。

◆ 情報提供

情報発信の強化

- 広報かんだやホームページ、LINE で随時情報発信をしていますが、その他の SNS を活用した情報発信等を検討します。

ごみに関する情報発信の充実

- 広報かんだやホームページ、LINE において、資源ごみに対する異物混入、充電式電池の分別等に関する啓発記事を掲載しているほか、広報かんだにおいて、毎月の「1人1日当たりのごみ排出量」を掲載するとともに、2~3ヶ月に一度、減量化・リサイクルに関する啓発記事を掲載しています。

町民や事業者に期待される取り組み	町民	事業者
脱炭素に関する取り組みについて情報収集を行い、積極的に生活や事業に取り入れます。	◆	◆
日常生活の中でデコ活やゼロカーボンアクションを実践します。	◆	◆
出前講座やセミナー等に積極的に参加して、脱炭素に関する理解を深めます。	◆	◆
学校生活を通して、省エネ活動の推進や環境問題に関する意識の向上を図ります。	◆	
従業員に対する環境教育を行い、脱炭素行動を実践できる人づくりを行います。		◆

■取組指標

取組指標	現況値 2025(令和7)年度	目標値 2033(令和15)年度
環境関連講座・イベントの実施回数（＊）	8回	現況値より増加
かんだエコねっとの会員数（＊）	7会員	現況値より増加
道路サポート・河川サポート・公園サポートの認定団体数（＊）	25団体	28団体

* 第3次かんだ環境未来図ー苅田町環境基本計画ーと同じ指標

コラム（デコ活について）

日本国内における CO₂ 排出量全体のうち、約 15%は家庭から排出されていることから、国では家庭での脱炭素な活動を「デコ活」と名付けて、身近な脱炭素の取り組みについて啓発を行っています。

無理をせず自分にできることから、デコ活に取り組んでみましょう。



【デコ活 ロゴマーク】

【家庭でできるデコ活の例と削減できる CO₂ の量】

クールビズで 年間 5.3 kg/世帯 の CO ₂ をカット！	生ごみの 肥料化で 年間 18 kg/世帯 の CO ₂ をカット！	エアコンの フィルター清掃で 年間 15.6 kg/台 の CO ₂ をカット！	食品ロスの削減で 年間 5.4 kg/世帯 の CO ₂ をカット！	通勤手段の 見直しで 年間 161.1 kg の CO ₂ をカット！
---	--	--	---	---

出典：デコ活 HP（環境省）より

3 適応策

地球温暖化の進行に伴い、気温上昇や集中豪雨、猛暑日などの気象災害の頻度や影響が深刻化することが懸念されています。こうした変化に対応するためには、温室効果ガスの排出を抑える「緩和策」と並行して、被害を回避・軽減するための「適応策」にも取り組む必要があります。

地域における気候変動の影響を正しく理解し、各主体がそれぞれの立場で備えを進めるとともに、連携を通じたリスクへの対応力向上を目指します。

行政の取り組み

◆ 防災・減災

気象災害への備えと減災情報の提供

- ・ハザードマップ（冊子）を配布するほかホームページに掲載し、住民への周知を図ります。

「苅田町公共下水道事業雨水管理総合計画」の推進

- ・「苅田町公共下水道事業雨水管理総合計画」に沿って、今後10年程度で4排水区内の雨水整備を進めていきます。

防災意識の向上のための防災知識や準備に関する啓発

- ・防災啓発に関する記事を広報かんだに掲載するとともに、防災情報資料や防災啓発資料についてホームページで情報提供します。

◆ 热中症予防の普及啓発

- ・热中症警戒アラートが発表された際や翌日の暑さ指数（WBGT）が30以上の際に、防災無線による啓発を実施します。
- ・热中症対策についてホームページで普及啓発するほか、夏の電力需要が高くなる時間帯に、まちなかの公共施設や店舗などの涼しい場所で過ごして、省エネ・節電を図る取り組み（まちなか避暑地）を推進します。

今年も
まちなか避暑地
を開設します

9月30日(火)まで、熱中症対策として、猛暑時における避難場所「まちなか避暑地」を開設します。

【場所】苅田町役場（町民ホール）、北公民館、中央公民館、西部公民館、小波瀬コミュニティセンター、図書館

協力施設（株サンリブ（サンリブ苅田）、苅田郵便局、苅田駅前郵便局、小波瀬郵便局、白川郵便局

開設期間
6月17日(木)～9月30日(火)

このお知らせは、「苅田町まちなか避暑地」として町内の情報を掲載しています。皆様と共に過ごしていただけますよう、ご理解・ご協力をお願いします。

問い合わせ
町民課
TEL: 080-1234-5678

これが
目印だよ

災害級に暑い日は
クーリングシェルター
を利用してください！

熱中症特別警戒アラートが発表された際は、危険な暑さから身を守るために、クーリングシェルター（だれでも休息できる冷房設備のある施設）を開設します。

【場所】苅田町役場（町民ホール）、中央公民館、北公民館、西部公民館、小波瀬コミュニティセンター、町立図書館、総合福祉会館和室

このお知らせは、「苅田町まちなか避暑地」として町内の情報を掲載しています。皆様と共に過ごしていただけますよう、ご理解・ご協力をお願いします。

問い合わせ
町民課
TEL: 080-1234-5678

これが
目印だよ

詳しく述べ
HPを
ご確認ください

まちなか避暑地・クーリングシェルターのお知らせ
広報かんだ No. 1556 [令和7(2025)年6月]

◆ 節水意識向上のための普及啓発

- ・渇水時には、広報紙やホームページ、LINE、dボタンによる節水についてお知らせを実施します。また、町施設にポスターを掲示するほか、公用車での節水呼びかけを実施します。

町民や事業者に期待される取り組み	町民	事業者
気象庁や町等が提供する気象情報やハザードマップを確認し、災害時の対応や避難経路を確認します。	◆	◆
こまめな水分補給やエアコンの適切な使用など、熱中症予防を実践します。	◆	◆
非常用電源としての太陽光発電設備や蓄電池（EV や PHEV を含む）の設置を検討します。	◆	◆
風呂の残り湯を洗濯や掃除に再利用したり、こまめに蛇口を開閉したりするとともに、雨水を有効利用するなど、身近なところから節水に取り組みます。	◆	
従業員に対し、気象災害に関する情報や防災訓練への参加を促します。		◆
研修等をとおして、熱中症予防に関する情報を周知します。		◆
節水型機器や水の再利用システムの構築により節水に努めます。		◆

■取組指標

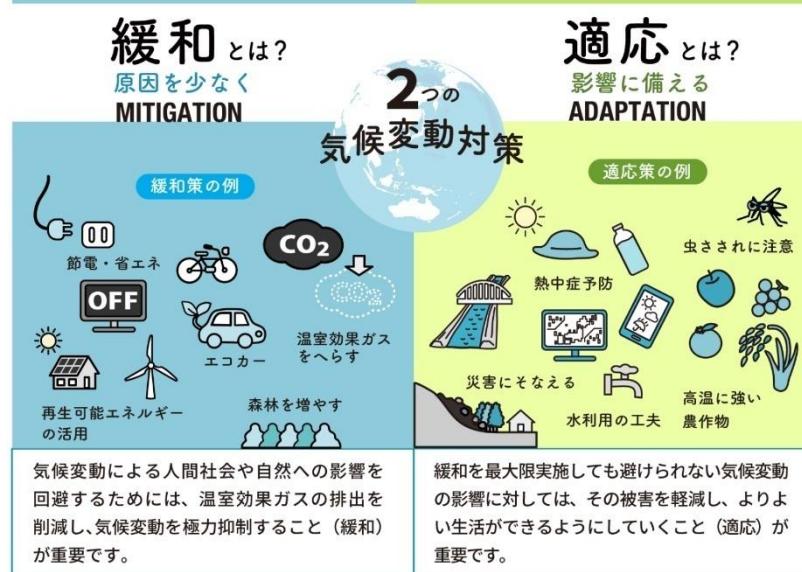
取組指標	現況値 2022(令和4)年度	目標値 2033(令和15)年度
町民が家庭で行っている災害時の備えの項目数（＊）	2.5 項目	4.5 項目
ハザードマップの勉強会や避難訓練などの実施回数（＊）	8 回	36 回

* 第3次かんだ環境未来図－苅田町環境基本計画－と同じ指標

コラム（適応について）

地球温暖化対策には、温室効果ガス排出量を削減する「緩和」と、気候変動に対して自然生態系や社会・経済システムを調整する「適応」の二本柱があります。

温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要とされています。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）HP より

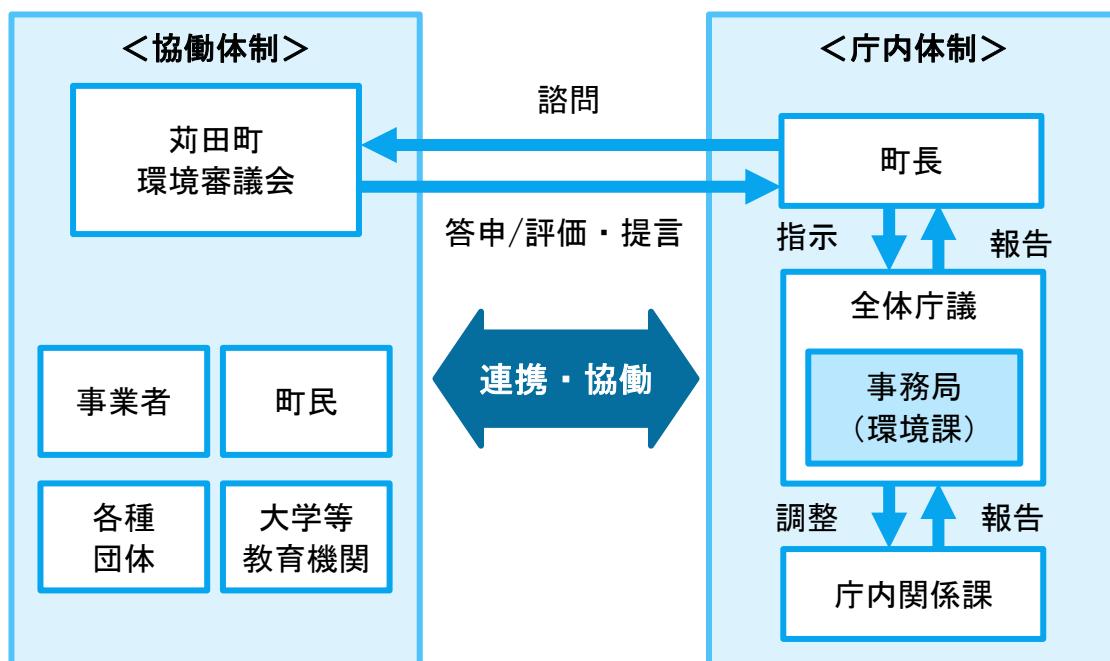
第7章 計画の実施及び進捗管理

1 計画の推進体制

町は、庁内の関係部局及び庁外の関係機関と連携を図りながら、毎年度に実施すべき対策や施策の具体化を行い、本計画の着実な推進を図ります。

計画の推進にあたっては、行政・町民・事業者、その他関係する組織など多様な主体が、それぞれの立場で主体的に行動し、取り組むことが重要です。各主体との連携・協働により、計画の推進を図ります。

苅田町環境課は、計画推進の事務局としての役割を担い、各主体による取り組みの状況把握や連携・調整に努めます。



2 進捗管理・評価

計画の進捗管理は、PDCAサイクルに基づいて行います。年度毎に、温室効果ガスの現況推計を行い、削減目標の達成状況を確認するとともに、計画に基づく対策・施策の実施状況を把握し、その結果に基づく評価と改善を実施し、その後の対策・施策に活かしていきます。

本計画の進捗状況の評価を踏まえて、必要に応じて施策を改善していきます。また、社会情勢等の変化に対応するため、適切な見直しを行います。

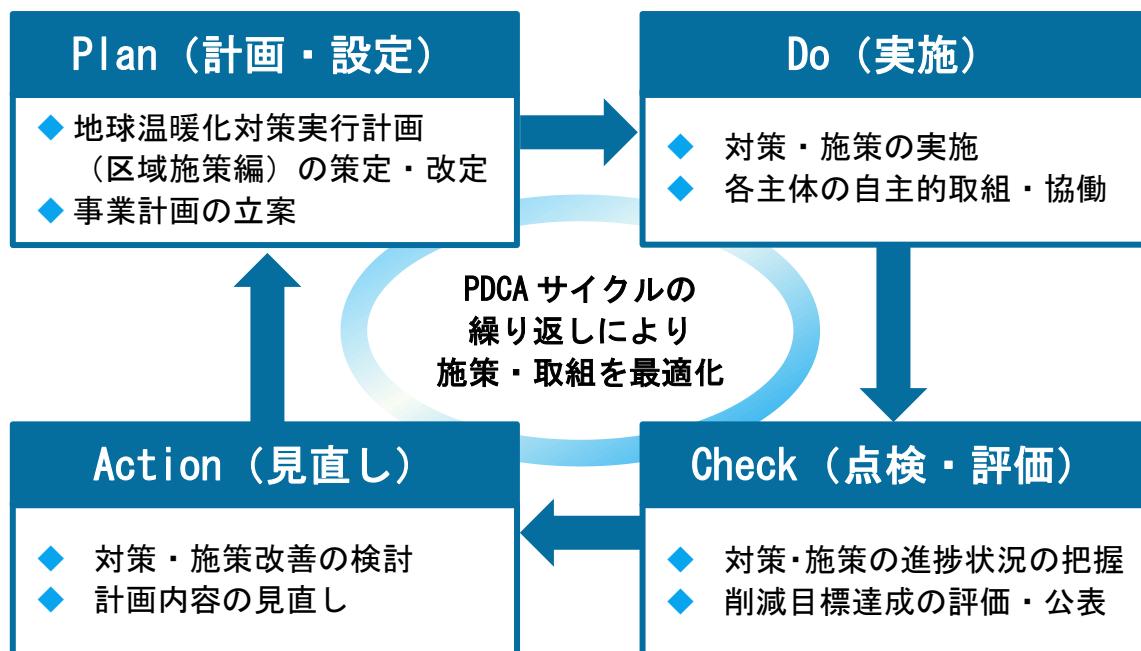


図 7-1 計画の進捗管理

資料編

1 計画策定の経過

時 期	内 容
2025（令和7）年7月8日	全体庁議
2025（令和7）年7月30日	環境審議会（諮問）
2025（令和7）年9月24日	環境審議会
2025（令和7）年11月19日	環境審議会
●年●月●～●日	パブリックコメント
2026（令和8）年3月	苅田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定

2 荏田町環境審議会委員名簿

令和●年●月●日現在

	委 員 名	備 考
(1)町議会議員	すえいし しんじ 末 石 伸二	荏田町議会議員
	しらいし まなぶ 白 石 学	荏田町議会議員
(2)識見を有する者	たかみ とおる 高見 徹	西日本工業大学 教授
	しばた か な こ 柴田 加奈子	西日本工業大学 助教
(3)関係行政機関の職員	なかむら ゆうじ 中 村 祐司	荏田町立馬場小学校 校長
	えとう たくや 江藤 拓也	福岡県水産海洋技術センター 豊前海研究所 所長
	ながしま やすひろ 永 嶋 恭 博	福岡県京築保健福祉環境事務所 環境長
(4)その他町長が必要と認める者	うめだ としあき 梅田 俊 明	荏田町区長連合会
	の だ よしお 野田 嘉 雄	(荏田商工会議所) 興栄産業株式会社
	まつおか まりこ 松 岡 麻利子	(一般公募) 福岡県地球温暖化防止活動推進員 (エコアドバイザー)

◎ 会長：高見 徹

○ 副会長：柴田 加奈子

3 二酸化炭素排出量及び吸収量の推計方法

本町全域における二酸化炭素の排出量及び吸収量については、環境省が示す「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（令和7年6月）」（以下、「環境省マニュアル」）に基づき、最新の統計データを収集・整理のうえで推計を行いました。

算定の対象期間は、地球温暖化対策計画にも基づく基準年度である2013（平成25）年度から、排出量が推計可能な直近の年度（現状年度）である2022（令和4）年度までとします。

表 資-1 二酸化炭素排出量の推計方法

部門	区分	推計方法・計算式	使用データ
産業	製造業	事業所排出量積上法 大規模事業所による区域のカバー率が大きいと推測される場合（例えば、区域内に大規模事業所が多く立地している場合など）において、区域の排出量をより精度よく推計できる手法 推計方法の詳細は図 資-1に記載	総合エネルギー統計 (資源エネルギー庁) 都道府県別エネルギー消費統計 経済センサス 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度
	建設業・鉱業	福岡県建設業・鉱業炭素排出量 × 建設業・鉱業従業者数の県に対する 苅田町の比率 × 44/12	自治体排出量カルテ
	農林水産業	福岡県農林水産業炭素排出量 × 農林水産業従業者数の県に対する 苅田町の比率 × 44/12	自治体排出量カルテ
業務その他	都道府県	福岡県の業務その他部門炭素排出量 × 業務その他部門従業者数の県に対する苅田町の比率 × 44/12	自治体排出量カルテ
家庭	別按	福岡県の家庭部門炭素排出量 × 世帯数の県に対する苅田町の比率 × 44/12	自治体排出量カルテ
運輸	自動車	福岡県の自動車部門炭素排出量 × 自動車保有台数の県に対する苅田町の比率 × 44/12	自治体排出量カルテ
	鉄道	福岡県の鉄道部門炭素排出量 × 人口の県に対する苅田町の比率 × 44/12	自治体排出量カルテ
	船舶	福岡県の船舶部門炭素排出量 × 入港船舶総トン数の県に対する苅田町の比率 × 44/12	自治体排出量カルテ
廃棄物		一般廃棄物中のプラスチックごみの焼却量（乾燥ベース） × 2.77（乾燥ベース） +一般廃棄物中の合成繊維の焼却量（乾燥ベース） × 2.29（乾燥ベース）	自治体排出量カルテ

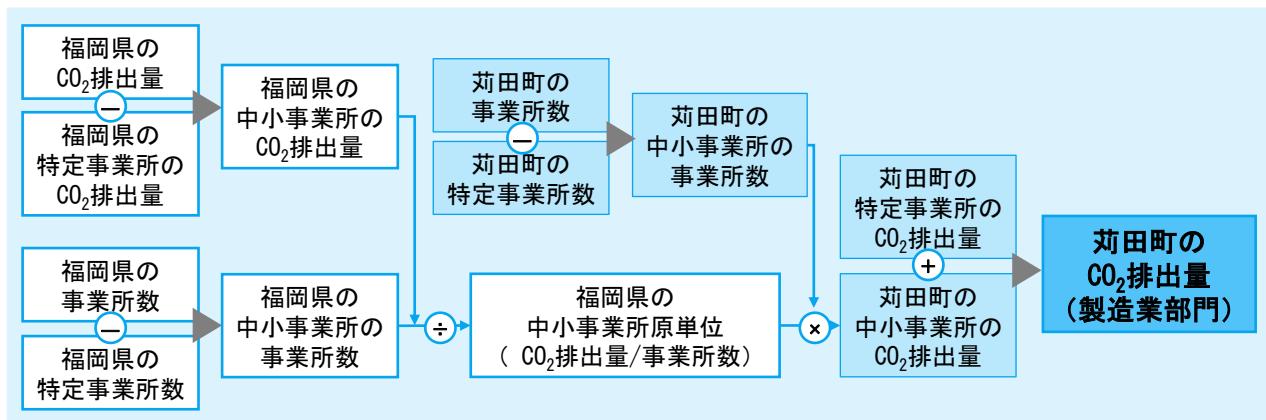


図 資-1 製造業部門排出量の推計フロー（事業所排出量積上法）

表 資-2 二酸化炭素吸収量の推計方法

部門	推計方法・計算式	使用データ
森林 バイオ マス	<p>森林全体の炭素蓄積変化を推計する手法 2 時点の森林炭素蓄積の比較を行い、その差をCO₂に換算して純吸収量を推計</p> <p>吸収量 = (報告年度の行政界内の森林炭素蓄積量 C₁ - 比較をする年度の森林炭素蓄積量 C₂) / 報告年度と比較年度間の年数 × (-44/12)</p> <p>森林炭素蓄積量 = \sum (特定年度の樹種・林齢ごとの材積量 (m³) × バイオマス拡大係数 × (1 + 地下部比率) × 容積密度 × 炭素含有率)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 遠賀川地域森林計画（福岡県）に示されている材積量の樹種別・林齢別の詳細データ 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（環境省）
森林土壤	<p>吸収量 = 施業対象区域面積（育成した森林の面積） 土壤平均炭素蓄積量 × 森林の育成により保持される土壤量に関する係数 × 土壤が流出した場合に炭素が空気中に排出される係数 × 算定対象年数（1年） × 44/12</p>	<ul style="list-style-type: none"> 遠賀川地域森林計画（福岡県）に示されている森林面積データ 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（環境省）
都市緑化	<p>低炭素まちづくり計画作成マニュアルに準ずる手法 都市公園面積 × 緑被率 × 吸収係数 ※マニュアルにおける「緑地の保全管理を実施した面積」を都市公園面積として推計 ※緑被率は都市公園法運用指針を参考に 30% に設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画現況調査（国土交通省） 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（環境省）

4 用語集

◆ 一酸化二窒素 (N₂O)

2個の窒素原子と1個の酸素原子が直線的に結合した化合物。温室効果ガスの一種であり、工業プロセス、燃焼機器での燃料使用、自動車・鉄道・船舶・航空機によるエネルギー消費、耕地での肥料使用、家畜の排せつ物管理、農業廃棄物や一般廃棄物の焼却、廃棄物の原燃料利用、排水処理などから排出される。

◆ エコアクション21

中小企業などでも実践しやすいように設計された環境配慮ツール。環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価、環境報告を統合した仕組みであり、幅広い事業者が環境取組の目標設定、実行、評価、報告を効率的に行う方法を提供する。

◆ エコドライブ

燃料消費と二酸化炭素 (CO₂) 排出の削減を図り、地球温暖化防止に寄与する運転技術や意識。発進時の緩やかな加速、加減速の少ない運転、早めのアクセルオフ、エアコン使用の抑制などが代表例。

◆ エネルギー起源 CO₂ (二酸化炭素)

燃料の使用や、他者から供給された電気・熱の利用に伴って排出される二酸化炭素。

◆ エネルギー転換部門

石油や石炭などを電力などの他の形態のエネルギーに変換する部門。事業用発電、地域熱供給、石油製品の製造などが該当する。

◆ エネルギーマネジメントシステム(EMS)

エネルギーの使用量を一括管理・最適な運転制御を自動で行うシステム。家庭内のエネルギーを管理する HEMS (Home EMS)、建物内のエネルギーを管理する BEMS (Building EMS)、工場内のエネルギーを管理する FEMS (Factory EMS) 等の種類がある。

◆ エネルギーミックス

電力供給に用いられるエネルギー源の構成。化石燃料（石油・石炭・LNG）、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力など）、原子力など多様なエネルギー源の特性を踏まえ、安定供給を図るために最適な組合せを構築すること。

◆ 温室効果ガス

地球の大気中に存在し、赤外線を吸収・再放出することで地球を温める性質を持つ気体。法律上は、CO₂、CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆、NF₃の7種が温室効果ガスとして定義されている。

◆ カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を等しくし、全体として排出をゼロにする考え方。植林や森林管理などの吸収源を活用し、排出と吸収のバランスをとることを指す。

◆ 気候変動

ある地域の気温や降水量などの長期的な変化や変動を指す。太陽活動や火山噴火などの自然要因、人為的な温室効果ガスやエアロゾルの排出、大気・海洋の相互作用による地球内部要因などが影響を及ぼす。

◆ 気候変動に関する政府間パネル (IPCC)

国連環境計画 (UNEP) と世界気象機関 (WMO) が 1988 年に設立した国際組織。気候変動についての科学的知見を政策決定者に提供し、評価報告書や特別報告書、技術報告書などを定期的に発表している。

◆ 気候変動枠組条約

1992 年 5 月に採択され、1994 年 3 月に発効した国際的な地球温暖化対策枠組条約。温室効果ガス濃度を危険な水準に達しないよう安定化させることを目的とし、排出・吸収目録の作成や国家計画の策定・実施を各国に義務付ける。

◆ グリーントランسفォーメーション (GX)

産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会構造を脱し、クリーンエネルギー中心の構造へ移行する取り組み。気候変動や生物多様性などの環境課題に対応しつつ、投資と雇用を生み出す成長戦略。

◆ コージェネレーション

電気と熱を同時に生産・供給する技術。発電時に生じる排熱を回収し、給湯や暖房などに再利用する熱電併給方式が主流。

◆ 再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、バイオマスなど、自然界に由来し、持続的に利用可能な非化石エネルギー源。

◆ 三ふっ化窒素 (NF₃)

窒素とふっ素の化合物で、無色・無臭の気体。温室効果ガスの一つであり、NF₃ の製造や半導体製造などに伴って排出される。

◆ 3010 (さんまるいちまる) 運動

宴会での食品ロス削減を目的とした取り組み。乾杯から 30 分間と終了前 10 分間は着席して料理を楽しみ、食べ残しを減らす行動を呼びかける。

◆ 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わり、天然資源の消費を抑え、廃棄物の発生抑制、資源としての有効利用、最終的な適正処分を徹底する社会。

◆ 太陽光発電

シリコン半導体などに太陽光を当てて電気を発生させる現象を利用し、光エネルギーを直接電気に変換する発電方式。

◆ 代替フロン

オゾン層破壊物質である特定フロンに代わり開発された物質。ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC)、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC) などが含まれる。

◆ 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活）

2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度目標の実現に向け、ライフスタイル変革を促進する国民運動。テレワークの普及、製品・サービスの転換、インセンティブ活用、地域独自の提案などを推進する。

◆ ネットゼロ

温室効果ガス排出量を削減するとともに、発生した温室効果ガスを、植林や森林保全活動などの取り組みで吸収・固定することによって、活動全体の排出量が差し引きゼロになっている状態のこと。

◆ 排出係数

単位活動量当たりの化学物質の排出量。活動量と排出係数を乗じることで温室効果ガス排出量を算出する。

◆ ハイドロフルオロカーボン (HFCs)

塩素を含まずオゾン層を破壊しない性質を持つ代替フロンの一種。冷凍・空調機器、噴霧器、半導体製造などで使用され、温室効果ガスとしても排出される。

◆ パーフルオロカーボン (PFCs)

フッ素と炭素の化合物で、化学的に安定かつ不活性。半導体の洗浄やアルミニウム製造、代替フロンとして使用され、温室効果ガスとして排出される。

◆ 非エネルギー起源 CO₂ (二酸化炭素)

燃料の漏出、工業プロセス、廃棄物の焼却や原燃料利用などにより排出される二酸化炭素。

◆ 賦存（ふそん）

全自然エネルギーのうち、現在の技術水準で利用困難なものを除いたエネルギー資源。

◆ メタン (CH₄)

炭素原子 1 個と水素原子 4 個からなる化合物で、温室効果ガスの一つ。燃焼、農業活動、廃棄物管理、排水処理などから排出される。

◆ 六ふつ化硫黄 (SF₆)

フッ素と硫黄から構成される安定性と絶縁性に優れた気体。温室効果ガスの一つであり、電気機器や半導体製造、マグネシウム鋳造などで使用・排出される。

◆ COP (COP)

気候変動枠組条約などの締約国が集まる国際会議。条約の実施状況確認や今後の方向性を議論する場。

◆ ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)

高断熱設計、自然エネルギー活用、高効率設備を組み合わせて一次エネルギー消費量の収支ゼロを目指す建築物。削減率に応じて ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented に分類される。

◆ ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)

高断熱・高効率設備と再生可能エネルギーにより、住宅の年間エネルギー消費を正味でゼロ以下にする住宅。省エネ性能に応じて ZEH、Nearly ZEH、ZEH Oriented に分類される。

苅田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

発行日 令和8年3月

編集・発行 苅田町 環境課

〒800-0392

福岡県京都郡苅田町富久町1丁目19-1

TEL 093-434-1834（直通）

FAX 093-436-3014（代表）

E-mail kankyoka@town.kanda.lg.jp

URL <https://www.town.kanda.lg.jp/>
